

平成 2 7 年

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

第 2 日

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 予算審査特別委員会会議録（第2日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	河野 隆子君	副委員長	森 政雄君
委員	前田 弘君	委員	松井 秀次君
委員	是枝 綾子君	委員	和田 善臣君
委員	前田 長市君		
議長	藤田 茂君（オブザーバー）		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教育長	前川喜代治
町長公室長	原田 毅	住民部長	前田 忠嘉
健康福祉部長 （教育委員会教育部）	萬野 義則	産業まちづくり部長	藤田 裕
部長	長屋 孝之	理事	大谷 忠
消防長	森野 博志	消防次長	西川 一男

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	小西 博幸
係 長	藤原 直臣

(会議の顛末)

委員長 (河野隆子君)

皆さん、こんにちは。

きのうに引き続きまして、予算審査特別委員会を再開いたします。

(「午後1時30分」再開)

委員長 (河野隆子君)

座らせていただきます。

122ページから151ページまでの「第10款 教育費、第11款 公債費、第12款 予備費」につきまして、担当課の説明を求めます。

(各担当課長・説明)

委員長 (河野隆子君)

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。森委員。

委員 (森 政雄君)

135ページの中学校の給食費なんですけども、委託料というのか、細かいことは今までいろいろ皆聞かれていると思うんですけども、ただ思うのは、アレルギーとかいう子供が今多いですね、いろいろ食べるものの。そういう対策はどういうふうにされているんですか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長 (大谷 忠君)

委員長。

委員長 (河野隆子君)

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長 (大谷 忠君)

今ご指摘の中学校給食に向けてのアレルギー対応ということでございますが、この間、アレルギー除去食の提供ということで、現状、小学校のほうでもアレルギー対応の除去食のほうを提供しております。中学校でも少なくとも同等以上の対応をしてまいりたいということで考えておまして、今後、今在籍する生徒、そして入学する生徒につきまして、小学校と同様、アレルギー除去のことについての申込書というんでしょうか、そのようなものを今後配布してまいるという予定にしております。

委員 (森 政雄君)

はい。

委員長 (河野隆子君)

森委員。

委員 (森 政雄君)

そしたら、一応この業務委託というのは、みんな同じ大体メニューというか、なるんですか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

メニューのほうは一定同じになるんですが、ただ、その除去するものによりまして、例えば卵を除去する、または小麦粉を除去するとか、いろいろと対応がございまして、場合によってはメニューが若干変わる場合もありますし、そのもの、同じメニューの中でもその物質だけを取り除くというような対応をしまいるということでございます。

委員（森 政雄君）

はい。

委員長（河野隆子君）

森委員。

委員（森 政雄君）

わかりました。それと、前に小学校の給食のとき聞いたんですけども、食べ残しとか、残飯ですね。中学校になるほど余計に食べる、好き嫌いが出てくるのか、そのようなことがないように食育ををすると思うんですけども、その辺をどのように考えていますか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

その残量につきましては、ちょっとまだ今現状は見通しが立っておりませんが、今の小学校の段階では非常に残量が少ないというふうに伺っております。ただ、中学校になりまして、特に女子の生徒については、なかなか中学校の、量は若干ふえてくるんですけど、それが女子中学生にどういうふうな影響を与えるかと、ちょっとそのあたり今後の見通しを考えながら行っていきたいと。ただ、ご指摘ございましたように、食育という観点で、やはり体をつくっていくものでございますので、そのあたりしっかりと食育を進めていくというあたりで指導してまいりたいと考えております。

委員（森 政雄君）

わかりました。それと、もう1点。

委員長（河野隆子君）

はい。

委員（森 政雄君）

それと、次に139ページの社会教育費の中の賃金の中に、何か青パトの件が入っていると聞いたんですけども、これをちょっと教えてほしいんですけども。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

青パトの方の臨時職員の分も入ってございます。

委員（森 政雄君）

はい。

委員長（河野隆子君）

森委員。

委員（森 政雄君）

この金額、ありますね、487万円。このうちのどのぐらい、そして人数も何名かというのをちょっと教えてほしいんですけど。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

賃金につきましては、1時間当たり870円でございます。人数につきましては、現在2名で、午前1時間、午後2時間回っているんですけども、通しで1日が1人、2人目がお昼からしか回ってございません。ですので、午前中は1名の巡回というふうになっております。

委員（森 政雄君）

はい。

委員長（河野隆子君）

森委員。

委員（森 政雄君）

去年ぐらいから、何かうちのほうを回ってきてくれるというのか、朝のパトロールを見ていると、青色灯はついてるんですけども、今までテープを流されて気をつけてくださとか言われていたが、やかましいからと言われてやめているのか、どういう原因か、教えてください。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

今現在、テープが壊れていまして、至急修繕する予定にしております。申しわけございません。

委員（森 政雄君）

はい。

委員長（河野隆子君）

森委員。

委員（森 政雄君）

前、壊れているとは聞いたんですけども、そのくらい修理時間かかりますの。ああい
うのは誰かよくわかっている人がいたら、できるかと違いますかな。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

今現在、テープで回しているんですけども、次はSDカード、機械本体を変える予定を
しております。

以上でございます。

委員（森 政雄君）

はい。

委員長（河野隆子君）

森委員。

委員（森 政雄君）

それと、さっき聞きましたように、朝からは1人体制と聞いたんですけども、特に朝は
パトロールやからゆっくり走りますね。そやから、後ろについた車が何か皆焦って、早く
追い抜こうと思って、余計に危ないような気がするんですね。そやから、朝のほうの子供
らも大体時間一緒になるし、そのときのほうが何か、助手というのか横に今までやってら
ついてはったけども、そういうことをしたほうが安全というのか、1人で運転しながら、
左右見ながら、後ろを見ながらというのは、ちょっとしんどいかなと最近思っているん
ですけども、その辺はどうですか。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

一度、現場のほうを係に確認させまして、そういうふうに関のスピードを上げるなりするほうが効率がよいのであれば、改善していく方向で考えさせていただきます。

委員（森 政雄君）

はい。

委員長（河野隆子君）

森委員。

委員（森 政雄君）

音を出して、ゆっくり回るのがいいのか、それともスーッと早く回るのがいいのかわからんですけども、その辺と、それともう1個、最後ですけども、今すこやかネットか何かの旗であれやけども、どういう体制になっているのかわかりませんが、今、8のつく日には朝出てきてくれてはりますね、ボランティアの方がね。そやから、そのときに限って、学事の土居先生やいろいろ回ってくれてはりますけども、出てくれているんやから、できるだけその日はちょっと朝回っていて顔を出してもらえんというか、出てやってくれてはる人が、ああ、先生見てくれているんやというあれがあると思うんですけども、ただ普通回っているだけの車と違って、そういうときはできるだけ、忙しいと思はりますけども、そういうことをしてほしいんですけども。

委員長（河野隆子君）

答弁は。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷課長。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

今ご指摘の部分につきまして、今生涯学習のほうではほぼ毎日の、そういう青パトで回っていただいております。特に月、8の日にはすこやかネットの挨拶運動をやってはりますが、今事務局のほうとしましては、月の8の日だけ、18、28はちょっと遠慮させていただきます。8の日にだけ回っておりますので、その折にはまた今お声かけいただいたような形で、今後また気をつけてやっていきたいと思っております。よろしく願ひいたします。

委員（森 政雄君）

終わります。すみません、よろしく願ひします。

以上です。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。和田委員。

委員（和田善臣君）

151ページをお願いします。そこの補助金のところで、体育協会補助金109万3,000円が上がっております。これの主な使途ですね。使い道というのか、ご説明ちょっとお願いいたします。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

体育協会のほうには112万8,000円、補助金を支出しております。このうち体育協会の加盟団体14団体に5万円ずつを支出しております。さらに、その傘下のスポーツ少年団9団体に対しまして2万円の支出をしております。そのほかは、体育協会の事務費であったり印刷代等に使われております。

以上でございます。

委員（和田善臣君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

和田委員。

委員（和田善臣君）

体育協会の加盟団体、恐れ入りますが、ちょっと名称を教えてくださいませんか。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

剣道、バドミントン、バレーボール、少林寺、空手、卓球、テニス、整美体操、ソフトボール、健康体操、サッカー、ゲートボール、ソフトバレーボール、バスケットボール。

以上でございます。

委員（和田善臣君）

この中で、ソフトバレーというのはありましたかね。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

ございます。

委員（和田善臣君）

ソフトバレー、あります。これは一応連盟ですかね。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

連盟です。

委員（和田善臣君）

連盟となれば、何クラブ所属しています。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

1団体でございます。

委員（和田善臣君）

1団体だけ。私のあれでは2団体あると思うんですよ、ソフトバレーをやっているのはね。同じソフトバレーをしているのに、1団体しかこれが入っていないと。同じ活動しているのを、これはいわゆる体育協会に所属しておれば補助金がもらえるんですね。で、所属してなかったら補助金がもらえないということですよね。それは間違いないですか。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

そのとおりでございます。

委員（和田善臣君）

そしたら、今ソフトバレー、私の知っている限り、忠岡小学校でしたかね、体育館で。それともう1カ所、文化会館の屋内運動場でもやっていると思うんです。これが片一方しかもらってないということになってきますよね、1団体ということになれば。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

そのとおりです。

委員（和田善臣君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

はい。

委員（和田善臣君）

そしたら、これが体育協会に加盟することを知っておれば補助金をもらえる。知らなければもらえない、そういった問題はないですか。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

体育協会の加盟につきましては、体育協会の規約によりまして、加盟団体の入会などは理事会で決めるということになっておりますので、本町のほうでは関与しておりません。

委員（和田善臣君）

町では関与していない。一たん補助金を体育協会におろすと、関与しないということですね。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

加盟団体の加入につきましては、うちのほうでは加盟させるというふうな権限はございません。

委員長（河野隆子君）

和田委員。

委員（和田善臣君）

これは体育協会に、あるいは各連盟ですかね、加盟する方法を知らないという場合は非常に不利になるということになりますよね。そういった周知方をちょっと徹底してやって

もらいたいと思います。

片一方ではその補助金をもらっているのに、片一方ではもらっていない。もしその片一方、もらってないほうが、私らは補助金要らんやという申し入れがあるんやったら別ですけども、それが知らずにそのままいっているんでしたら、やはりちょっと公平なようで不公平が生まれていますので、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（河野隆子君）

答弁。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

そういった声が議会でありましたということ、協会のほうにはお伝えいたします。

委員（和田善臣君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

和田委員。

委員（和田善臣君）

そのあたりよろしく申し上げます。以上で結構です。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子君）

124ページの支援学級介助員賃金に関してですが、これは支援学級介助員、何名分、新年度というんですか、この年度は予定していらっしゃいますでしょうか。学校別でお願いします。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

まず、忠岡小学校が1名、東忠岡小学校が3名、忠岡中学校が1名の計5名でございます。

委員（是枝綾子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

ずっと5名のままですね。こここのところ、この数年と言うんでしょうか。ふえていることはないと思いますが。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

そのとおりです。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

いろいろ障害の重い軽いはあるんですけども、東小学校のほうの支援学級の児童が20名を超えるという事態に最近ちょっとようになってきているということで、昨年も20名を超えて、5クラスあるというふうにちょっと聞いたと思うんですが、新年度は東小学校の支援学級に所属する児童数とクラス数は幾つになるんでしょうか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

東忠岡小学校におきましては、今ご指摘ございましたように、26年度はまず26名の5学級、そして27年度当初は31名在籍の5学級の予定でございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

多くは発達障害の子供がふえているという傾向があるかと思うんですけども、介助が実際に必要な子供、児童が入学されてきた場合、この東小学校で3名という、全学年です、その31名の5クラスに3名という介助員で対応できるのかというところなんです

が、その点はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

確かに子供の実態に応じて個別のさまざまな支援が必要であるということは、こちらも認識しております。現状、常に介助員がつく中で排せつ、また衣服の着がえ等が必要な子供がいるということは、こちらは報告を受けておりません。それぞれは、排せつであったりとか着衣の着脱というのは自己自身でできるということを伺っております。また、今後そのような個別の重篤な案件が出た場合には、緊急的な措置としても対応してまいりたいというふうには考えております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

身体的な介護とか、衣服の着脱とか、そういった点についての介助が必要な子供は余りいらっしゃらないということではありますが、例えば普通学級に戻りまして、その子が昼休み時間、どのように過ごしているのかとか、そういう授業中、先生の言っていることや、またホームルームで連絡帳にこれを書きなさいねと言っている、そういったところのちょっとした援助がやはり必要な子供というのもたくさんいてるかと思いますが、例えば昼休み、こういう支援学級に所属している子供は、低学年のうちには仲よくしていただけるかもしれないけれども、だんだんと、その子にもよるんですけれども、子供たちの中に入っていけない、ぼつんとしているという、そういうかわいそうな状況に置かれているということもまま聞くんです。

それで、担任の先生は休み時間とかにいてなかったりとかするわけですが、そういった子供の間をとりもって、みんなと仲よく入っていけるようにという、そういった授業以外のところの介助、身体的な介助以外の、排せつの介助以外の部分の介助というケースが必要になってきている子供もふえていると思うんですが、この3名で31名のそういった子供が学校におる間、そういった援助が適切に十分受けられる体制かというのは、どう認識していらっしゃるのでしょうか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

今、ご指摘ありましたように、休み時間等とかの子供同士の仲間同士の話であったりとか、コミュニケーションの部分ではやはり課題はあろうかと思えます。ただ、それは一義的にはやはり教員が中心となってそういう集団づくりを行う、また学校体制をしくということでございます。

その中で、介助員、確かに3名ということではなかなか、潤沢につけられれば本当はいいのかもしれませんが、一定予算の範囲もございます。その中で、子供の特性、先ほども延べましたように、それぞれの子供の特性に応じまして配置をさせていただく。かつ、支援学級に対して配置しておるというところでございます。個別に配置をした場合には、例えばそのお子さんしか対応できなくなってしまうということがございますので、今現状、新年度が5学級の30人ということで非常に多うございます。その部分については、昨年引き続き同様の体制で臨んでまいりたいと。あと、子供の状態のほうをお聞きしました中でも、特段個別に本当に対応しなければならないという状況では今ないと伺っておりますので、そのあたり学校長とも相談しながら、今後また考えていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

予算的な問題があるからということがまず最初にあるわけですね。この人数で5名と、東小学校3名という。支援学級に対して配置をされているということであれば、5クラスやから5人は必要ではないかと、その考え方としてであればね。5名配置をされてないのはなぜなのでしょう、支援学級に配置ということであれば。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

5学級ですから5名ということではないんですが、まず本町としましては、忠小が2学級で1名、中学校は1学級で1名ということで、決して学級数に応じてつけているわけではございません。そのあたり、あと教員数もございます。例えば、忠岡小学校でございましたら、2学級で介助員1名で、子供の数が12名ということで、先生と介助員を単純に割った場合に、大体1人頭4名。忠岡中学校でしたら1人当たり2.5名。東忠岡小学校

では約3.8名というふうな状況になっておりまして、学級数が多いからということではないとは思いますが、そのあたり今後もいろいろ状況を勘案してまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

支援学級に所属しているときだけつくという介助員なのか、普通学級に戻ったときにも何か支援をしてもらえる介助員なのかというのがちょっとわからないんですけれども、それは支援学級から普通学級に戻っている時間にもこの介助員さんはいったりとかするんですよね。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

支援学級在籍の子供自身は、今ご質問いただいているように、場合によっては通常の学級のほうにも入り込みます。その子供の状況に応じまして、例えば入り込みする場合に介助員がつく場合もございます。または、つかずに通常学級に入るということもございますので、ちょっと一概的には言えませんが、場合によって、子供の状況に応じて一緒について入っていくということもございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

ですから、支援学級に配置しているんだけれども、1クラスに1人というわけではなく、支援学級に配置という意味合いは、個人への特別のその子供担当ということではないという意味での支援学級に配置しているという意味だということですね。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そしたら、その子供の障害、コミュニケーション障害の子供がふえているので、その点での支援の中身というのは、学校の担任の先生に全部ということになると、ちょっと担任の先生も大変でしょうから、その点でその子供の障害の程度に応じて、やっぱりクラスに戻ったときの、またさまざまな場面での介助もしていけるように、親と保護者と学校の側とよく相談していただいて、必要であればやはり増員もしていくということで、必要であればぜひ増員を考えていただきたいということで、その対応については、必要であれば学校側からも増員ということであれば、対応していただけるのでしょうか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

まず、在籍する入級に当たっても、保護者の方と教育委員会と話をしております。その後、学校入学後の学校の状況に応じまして、学校長のほうからも要望があれば、そのあたりは対応してまいるということで、あと26年度、1件ですが、実はちょっとけがをされて、その子の、ほんとにまた次に転倒すると再度入院せなあかんというようなことがありますので、これはちょっと緊急的に1名配置したという実績もございますので、定数としまして5名でございますが、その中でできる限りの範囲で再度援助もしてまいるという方針で考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

必要に応じてふやしていただけるということであると。

一言ちょっと、これも障害を持つ親御さんからお聞きした話ですが、就学指導の段階で忠岡の公立の小学校に入る際は、「今以上の十分なことはできません。それでもよろしければどうぞ」みたいな感じで言われたという方もいらっしゃるの、そういう「つけられませんよ」みたいな、いうふうな、そういう指導の仕方はされてませんよね。そういうふう

にされたというふうに以前聞いたことがあるんですけども。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

介助員をつける、つけないという話は特にこちらはしておりません。やはりその学校の中での状況、できるできないということでの話であって、決して受け入れを拒否しているとか、そのようなことではないので、その点だけご理解お願いいたします。

委員（是枝綾子君）

そういう、「つけられませんよ」というふうな、そういう否定的な指導はされていないということであるというのはわかりましたので、要望があれば学校長、校長先生とよく話をして相談してくださいということでもありますね。わかりました。できるだけ要望に応じていただきますよう、増員をお願いいたします。

あと2つ。

委員長（河野隆子君）

続いて、是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子君）

そしたら、124ページの留守家庭児童学級指導員賃金に関してなんですけれども、これも余り長引かせるつもりはないので、端的に申し上げますと、留守家庭児童学級の新年度、27年度の入所の希望者が大変多くて、東小学校では待機児童が出ているということで、資料もいただきまして、今現在申し込まれた方が、何名申し込んだかな、86名申し込まれて、東小学校だけで、70名入会できまして、16名も待機児童がいるということで、その中でも新1年生の子供で2名、3年生で7名、4年生で6名、5年生で1名ということで、計16名の待機児童がいると。高学年であっても、やっぱり6年生まで入会できるということでしょうか、条例上ですね。

やはりこの子供たち、1年間入れないで、この間まで幼稚園や保育所へ行っていた子供が鍵っ子となって、放課後1人で過ごさないといけないとかいう、まだこれ申し込んでないけども、入りたいという相談も私も聞いておりまして、この子供たちを何とか入れて、放課後、放置することのないようにしていただきたいということで、まずお聞きしたいのは、今現在で16名の待機児童、今後ふえていくであろう待機児童の子供たちを、このまま放置しておくのかという点と、あとそれについて、もう定員70名もおったら、あの狭いところでこれ以上見るとかえって危険なので、別の場所で留守家庭児童学級にかわるそういったものを開設する考えはないのかということの2点をお聞きしたいと思いますが、部長、お願いします。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

今、是枝委員おっしゃったように16名、東忠岡小学校ですね。ことしは東忠岡保育所の卒園の方が44名おられるようなこともお聞きしておりまして、非常に待機の方が多いということで、これ以上、東忠岡小学校70人というところで受け入れはしておるんですが、それでも16人の方が出ているというようなところがございます。実際のところ、幼稚園についても預かり保育ですかね、というようなところも公でのサービスというんですか、できる限り開設場所をふやしていくようなところも今やっておるんですけども、物理的な条件とか、我々の立場でいけば、人的な配置に係る財政的な状況等も鑑みながら、実際のところ新しく開設とか、受け入れ児童の増員をするのは非常に難しい状況でありますけども、こういった状況を鑑みながら、もしどこかで受けて、例えば民間とかですね、ちょっとまだ私の主観であるかもわかりませんが、できるかできないかわかりませんが、今きょうの段階で具体的な意見は出せませんが、一度考えてみるというのか、検討していきたいなというようなところでも考えているところがございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

子供たち、3月いっぱいまでは保育所のほうに、3月31日までは入れていただけるんですけども、卒園しても。4月1日からこの子供たち、小学校1年生になる子供は行けないわけで、そのところから多分4月から困りはると思うんです。なので、このまま放置していていいとは思っていらっしやらないと思いますので、何らかの対応策は、臨時的、緊急的にとっていただきたいとおととしもかなり待機児童が出ていたとき、17名待機児童が出ていたときがあったんです。その年に私はちょっと一般質問でもさせていただいたんですが、緊急避難的にも一時的にでも、例えば幼稚園の預かり保育をやってはるんですから、幼稚園のところで一時的に見ていただいて、待機児童、空きが出れば、そちらに東のほうの留守家庭に入れてもらうというところの、入るまでの間の一時的にでも実施してもらえないかということで質問したことがありました。それで、26年度、東忠岡幼稚園の預かり保育は、1日平均14.03人の利用なんですね。夏休み期間はグッと減って、3.64人の1日平均の利用者なんで、長期の休みほど留守家庭児童学級の需要は高まるので、そんなに夏休み期間、実施していただいているところがあるんやったら、そこにとつうにね、可能ではないかと。幼稚園の先生も出てきていただいていると思いますの

で、その点でぜひ検討していただいて、この子供たちが放置されるということのないように、ぜひやっていただきたい。

実際にチューリップ保育所を卒園された子供は、チューリップ保育所の中で小学校に上がっても、放課後見てくれてるんですね。それはチューリップ保育所を卒園した子でないと見てくれないということがあるんですが、だからそういった幼稚園とか保育所で小学校の学童期の子供の放課後を見るというのは、実際にやっていらっしゃるから可能であると。資格を持っていらっしゃる方やから、なおさらね。だから、幼稚園の教諭の資格を持っていらっしゃる方ですから、十分見られるという条件はあるかと思しますので、ぜひ検討していただきたいということで、子供たちがうろうろと、大変な犯罪に巻き込まれたりとか、交通事故に遭ったりとか、そういうことのないように、ぜひ安全な放課後を保障していただきたいと思しますので、ぜひ早急に対応していただきたいということでお願いいたします。よろしくお願いいたします。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

確かに先生のおっしゃるところはよく理解できます。ただ、今のきょうの段階で、できないというのは、ちょっとできますとか、やりますとかは言えませんが、意を酌みながら、現場のこともありますので、勉強しながら対応していきたいと、かように考えますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思します。

委員（是枝綾子君）

お願いします。

お示ししている分、削りますけれども。それでは3つ目、すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員長（河野隆子君）

124ページの小学校スクールカウンセラー賃金についてですが、これは何名、また学校別にいらっしゃるんでしょうか。ちょっとそのあたり、人数をお聞きしたいんですが。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

小学校スクールカウンセラーでございますが、各学校1名ずつ配置をしております。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

それは学校にいらっしゃって、親が相談に行くというものなのか、それとも訪問してくれる、引きこもりとか不登校とか、いろいろそういった子供のところに訪問もしてくれるカウンセラーさんでしょうか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

主に学校での予約を受け付けしての相談と。ただ、お家のほうに行かないということはありませので、事案によってはそういうことも可能であると。今現状、今のところはございません。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

いろいろと困難を抱えているご家庭や子供がふえてきているということで、カウンセラーの方、大変忙しいと思うんですが、1週間のうち5日間来ていただいているんでしょうか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

5日間ということではなく、年間で50日配置ということですよ。

委員（是枝綾子君）

週に1回か、そうですね。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

週に1回ということですので、多分相談予約した方の相談を、1件につき多分1時間、2時間と長くなると思うので、多分学校で相談を受けるだけで、週1遍でしたら、もうそ

れでいっぱいいっぱいになると思うんです。今、不登校の児童の数、その月によってカウントの仕方とか違うかと思うんですけれども、不登校ということで、一応教育委員会のほうで把握されている不登校児童の人数をちょっと学校別で教えていただきたいんですが。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

まず不登校で、忠岡小学校ですが、2名でございます。これは今年度、26年度2学期末までの集計でございます。東忠岡小学校においては1名でございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

ちょっと小学校費のところで聞いているので、同じことをまた中学校費のところで聞くのもあれなので、中学校もすみません。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

中学校も同じく2学期末現在で22名でございます。

委員（是枝綾子君）

すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

すごい多いので聞き間違えたかと思ったんですけど、22名ですか。わかりました。小学校のスクールカウンセラーと、中学校ではスクールカウンセラーはありましたか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

中学校のほうは、府の予算で中学校が、これは年間35回でしたか、今ちょっと回数は忘れましたが、すみません、年間25回、府のほうからの予算についております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

小学校のほうはまだ少ないですが、中学校になるとちょっと途端に多くなるということで、府制度で25回、2週間に1遍来ていただくという、そういった。小学校のほうで相談する人がなかったら中学校に回ったりとか、そういう形では対応をされたりとかはしませんかね。まあまあ、それはいいんですけど、要はスクールカウンセラーのお仕事がもう少し必要性が、訪問したりとか気になる子供ですね。学校には来ているけれども、例えば児童虐待とかの疑いがあるとか、あとネグレクトとか、いろんな機関と相談しながらということもあるんですが、子供よりも親、家庭に問題があるという、そういったところもふえてきてるのではないかということで、それはスクールカウンセラーの仕事ではありませんということで、保健師さんとか保健センターのほうですとか、そういう別のところですね。やっぱりそういったスクールカウンセラーの方も訪問していただいたりとか、いろんな福祉の制度ですね。いろいろな、学校の子供じゃなく親向けの生活そのものを支援する、いろんな機関と支援する、そういう連携とかは、とっていただきたいなど。

地域ソーシャルワーカーのような、そういった要素もちょっと勉強していただいて、スクールカウンセラーの方に。子供はしっかりしていても、家庭がちょっと崩壊しているようであれば、なかなか子供が学校に行きにくいとか、そういう制度の紹介とか、いろいろそういったことにも詳しくなっていたいただいたスクールカウンセラーの方に、ぜひそういう援助をしていただければなど、幅広いね。子供に対してというだけじゃなく、親も含めて家庭全体を援助する、そんな人も欲しいなど。今そういうのが必要な時代になってきてるんじゃないかというので、ちょっとそういったサポートもぜひ検討いただきたいということで、スクールカウンセラーの方にそういう要素を入れていただきたいということで。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

今まさにご指摘いただいたような件が、非常に小学校、中学校も含めまして本当に生起しておる問題でございます。単に子供だけの問題ではなく、保護者、家庭の問題がある

と。なかなかそこに非常に手がつけにくいというのが大きな今課題であるということは我々も認識をしております、そのあたりの部分では、スクールカウンセラーさんとも、学校とも連携をしております。

それプラス、今府の事業を活用しまして、SSW（スクールソーシャルワーカー）という方、社会福祉士の方に学校に入らせていただきまして、単に個別の相談活動だけでなく、家庭をどう取り巻く環境からかかわっていくのかというあたりを、府の制度を活用して、両小学校、中学校、その件についてのケース会議を持っておりますので、今これを今後やはり府の制度を活用しながら充実してまいりたいというように思っております。

スクールカウンセラーさんを多く活用しますと、実は単価が非常に高うございまして、なかなか通常こちらでお願いしている時間の中でできる限りの件数をこなしていただきたいと思っております。1件当たりの相談件数は約1時間ぐらいでということで、スクールカウンセラーさん自身も大体精査しておりますので、だから1日5時間でしたら5名の方に相談に入らせていただくというような形になっておりますので、一応そういう課題については今そのように取り組んでおるということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子君）

はい、わかりました。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そういう役割は、スクールソーシャルワーカーの方が、府制度なので予算的にはここには出ていないということなのですが、実際には来てくれているということで、ちなみに何人で、年何回とか、回数でいいです、人数というより。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

府の制度を活用いたしまして、お1人の方に年間15回来ていただいております。

委員（是枝綾子君）

15回ですか。はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

月に1回ちょっとかなという感じですね。必要な子供たち、そういう家庭があれば、こ

の回数をふやすということは可能でしょうか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

本町では非常にこの制度を活用させていただいております、場合によっては府のほうへあと何回か追加できませんかというお願いも過去にはしておりますので、15回ということで、あとプラスアルファでいつもやっていただいていることもございます。あと、それとともに、町内の例えば虐待が絡むような案件があった場合には、本町の要対協のほうとも連携を図りながら、場合によっては子ども家庭センターとも連携をしながら、家庭への指導であったり援助ということもやっておりますので、そういうものを含めて今現在取り組んでおります。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

中学校の不登校が22名というのは、大変驚きましたので、そこには何かちょっとSSWの方のそういう訪問とかも必要なところも多いかと思いますが、本人たちは、来てくれとか、そういうことはないかと思いますが、やはり学校サイドで必要だと判断すれば、ぜひアプローチしていただいて援助していただくということで、回数もふやしていただくようにぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

あと幾つか、せっかくなので、目玉の忠岡町の町長さんが施政方針でも言われた英語教育とか英語セミナーとか、そういった英語の教育のこともやっぱりちょっと聞いとかな。聞きますね。ということで、前田議員がお聞きになるんやったら置いときますので。ちょっと一たん置きましょうか。

委員（前田 弘君）

ちょっと聞くわ。はい。

委員長（河野隆子君）

前田弘委員。

委員（前田 弘君）

この133ページの19節、負担金及び交付金云々というのが52万円ですか、金額としては小さいんですけど、これはどういうところに負担金を出しているのか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

133ページの負担金のところの日本スポーツ振興センターのこれでございますか。日本スポーツ振興センター負担金というのは、これは実は学校に通っている子供たち、学校の中で、ちょっと言葉を変えれば保険みたいなもので、町が半額を持っております。それで、児童・生徒が半額を負担して、これを掛けることによって、例えば学校内でのけがであるとかいう場合に、一定の点数を超えた治療費は還付されてくると、そのような制度の負担金でございます。

委員（前田 弘君）

ああ、そう。これは全てのスポーツに入っているわけやね。特定していないんやね、これとは。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

一応これは日本スポーツ振興センターになっておりますけども、例えば授業中であつたりとか、休み時間であつたりとか、登下校も全部入る、そういう制度です。

委員（前田 弘君）

全てやね。なるほど。わかりました。ありがとうございます。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

私はいつもいつも議会をお願いしております。教育の問題。特に教育は大変難しい。大変お金もかかる。家庭もお金がかかります。いろんな補助金や委託料、負担金、もういろんなものをいっぱい出していただいております。町の中をいっぱい歩いてみますと、塾が大変繁盛しております。学習塾。これは何かなあと自分自身考えて、ここの塾は清風南海に何名、どこそこ何名と、ずっと書いて張っております。これぐらいの補助金、負担金を出してるのに、何で塾に行かなあかんのかなという考えも持っております。学校が悪いのか、家庭が悪いのかという話は別として、補助金が足らんのであれば、もっと出して、塾に行かなかつたら忠岡の家庭の支出が助かると思います。とにかく教育については、教育

をしっかりせんとまちづくりはできないと思っております。

その中で、こういう英語が何や、何が何やとか、いっぱい補助金。また、スポーツクラブ。スポーツクラブに補助金を出すんやったらオリンピック選手を出す、それぐらいの予算をつくっていただきたい。町長、まちづくりは教育から。間違いですか。

委員長（河野隆子君）

町長。

町長（和田吉衛君）

その精神で行っております。今日、再建しつつあるのもそこから来ていると、自分でも頑張っていきたいと思えます。

委員（松井秀次君）

ありがとうございます。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

そういう観点から、忠岡の中の住民の負担率、私はいろんな計算しました。一番高いのは学校教育が終わった後の塾、教育問題、この負担が一番家庭には重たいと思えます。本来、こういうふうに予算をいっぱい並べていただいて予算を見るのではなく、まちづくりは教育からという観点で見たら、ほんまに足りているのかどうか、教育部長に答弁お願いします。足りていると思えますか。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

松井委員おっしゃるように、町長からも話がありましたように、まちづくりは教育からというんですかね、教育は非常に基本になる、人間これから成長していく上においては基本だと思います。実は、きょう私、卒業式、44年ぶりに行ってきたんですが、私は感激しました。もうあれだけグラウンドで、ああいう方、生徒たち、変な言い方やけど、見方によってはいろんな話も出てくるかもわかりませんが、非常に立派な卒業式でございました。それはやはり学校環境等々を今まで整備してきた件も徐々にかなってきているのかなというふうに思いますが、どこまでお金をかけるか、それは実際のところ実証できかねるようなところもあるかと思うんで、確かにお金をかければ、それで全て学校向上、教育向上、上がるのかどうかについては、ちょっと私も専門的なところではないので、ただ先生おっしゃる趣旨はそうかなという気もするし、補助金かけて、どないかけてというのは、実態も実証もできないので、ちょっと私のほうからこうだというのは言いにくいとこ

ろもあるので、その辺ちょっとご理解お願いしたいと思います。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

今、町長もまちづくりは教育から、私もそない思いますと言っていたきました。そこで、町長、お願いいたします。今度の地方創生、まちづくり、これを教育を目玉にさせていただいて、スポーツはオリンピック選手、学力はオリンピックに、今井さんの孫さんのように、オリンピックで金メダルを取ってくる、これぐらいのまちづくりを私はお願いしたいと思います。どうですか。

町長（和田吉衛君）

はい。

委員長（河野隆子君）

町長。

町長（和田吉衛君）

メダル獲得とか、頂点に立たす人物の育成って、そう簡単に本町では難しいので、そういう結果が、みんな特質を持った、個性を持った、そういった人を育てていくということになっていくと思うんですが、そういう面では先生方もやってくれていますので、心強いと思います。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

教育委員会にお願いしますけど、英語セミナー、英語何々、負担金、補助金、まあたくさん出していただいて、立派な子供ができる、これはありがたいことやと思います。子供が落ちこぼれないように、みんなが塾に書いてある高等学校どこそこですよというふうな子供さんをつくっていただきたいと思います。大谷先生にその答弁をお願いします。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

今ご指摘ありましたように、やはり忠岡町の子供たちに将来、未来を担う力をしっかり

つけていくというのが、学校教育の重要事項であるというように考えております。今現在もさまざまな取り組みをさせていただく中で、26年度では英語に関して行いました。英検の補助をいたしました。その結果、今年度、想定よりも1.5倍の受験がございました。その中で、この1月の受験の中でもかなり人数がふえまして、今後2年生、3年生と行くに従って受験者数もふえるであろうということで、27年度予算においては増額のほうをさせていただいております、やはりこういう機会をいかにつくっていくのか、場の提供をしてみたいと。イングリッシュデーというのものも、やはり今年度でしたら中学生25名、小学生38名の参加がございました。このような場の提供をすることによって、子供たちが参加しやすく、そしてより興味、関心を持って勉学に励んでいただく。そして、世界に出ていくような子供たちになっていただきたいというふうに願っておりますので、そういうことも踏まえまして、今後も学校教育として進めてまいりたいと思っております。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

ありがとうございます。お願いしておきます。終わります。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。前田長市委員。

委員（前田長市君）

今、是枝さんのほうから質問のあった不登校なんですけども、これは22名というのは多いんですか、減ってきてるんですか、状況はどうなんですか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

中学校の不登校でございますが、この間、平成23年度が25名、24年度が24名、平成25年度が22名、26年度の2学期現在で22名ということで、どちらかといいますと横ばい状態で推移しているという状況でございます。これは確かに、俗によく比べる指標としまして1,000人率、1,000人当たり何人になるかということ、この26年度の22人で41.1人、1,000人当たり41.1人ということで、この数字としてはやっぱり非常に多い状況でございます。

この不登校というのを、例えば全く学校に来ていない、登校していない、俗に言う全欠、全部お休みという方も中にはいらっしゃいますが、どちらかということ、休みがち、その結果、累積して欠席日数が多い。年間30日以上の方を不登校と呼びます。だから、年

間授業日数220日ぐらいから、30日を超えると不登校という一応定義の中に入ってまいります。

そのあたり、小・中学校においても単なる病気で片づけることなく、家庭で何かあるんじゃないか、または人間関係で何かあるんじゃないかというのを常に詳細に見ていただきたいということで、こちらとしても学校のほうにお願いしております、中には不登校状態から、例えば中学校でしたら通級指導教室というのを置いておまして、時間外に登校してきて、そしてそこで先生と話をしたり、少し勉強することによって、少しずつエネルギーをためていって教室に復帰していく、そのような生徒さんも、この間毎年1名ずつは出ておまして、そのような形での不登校の克服をしている。その後、高等学校へ進学するというお子さんも出ております。不登校の現状としては非常に厳しい状況であるというのは認識しております。

委員（前田長市君）

はい。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田長市君）

これは全国的なそういうレベルというんですか、数字からいうたら忠岡町は悪いんですか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

府下の平均から見ますと、どちらかというとな少ないほうです。ただ、府下の平均よりごっつい下だということではなくて、府下の平均よりは下回っておるという程度でございます。

委員（前田長市君）

すみません。

委員長（河野隆子君）

はい。

委員（前田長市君）

その不登校になる要因というんですか、一番多いのはどういうのが要因になっているんですか。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

要因としまして、忠岡町の場合、一番多いのは、非行型ということで問題行動を起こ

す、またそれにかかわる、それによって不登校になってしまうという子供が多い状況でして、俗に言う引きこもりであるとかいうケースは少ないというふうに思います。

委員（前田長市君）

はい。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田長市君）

それと、泉州マラソンの件ですけども、今マラソンブームで非常にマラソンをする方が多いんですけども、泉州マラソンにおいてもランナーの募集が非常に多いということで、抽せんという形をとってますよね。地元の選手の人々が抽せんに漏れるということがあるらしいんです。それで、やっぱり地元のランナーを優先的にしてもらおうと。楽しみにマラソンを日々練習して参加したいと言ってるのに、地元のランナーが募集から外れてしまうということは非常に寂しいということで、何とか、忠岡町だけではどうにもならないと思うけども、やっぱり地元の人を優先的に走らせてあげて、他から来る人を抽せんにしてあげるというようなことはできないのでしょうか。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

たしか昨年までは先着順でやっていたようでございます。本年度から、平等にということで抽せんやった模様でございます。地元枠ということでございますけども、この部分につきましてはまた実行委員会のほうでご提案という形で忠岡町のほうから声を上げさせていただきます。

以上でございます。

委員（前田長市君）

よろしく願いしときます。

以上です。

委員長（河野隆子君）

他に、ございませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子君）

128ページの忠岡小学校空調等整備工事に関して、教育部長さんにお聞きいたします。この工事の補助、交付金ですね、歳入のところでも出ていましたけども、交付の決定というのはいつごろ来るのでしょうか。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

恐れ入ります。今、是枝先生のおっしゃったのは、28ページの歳入のところで、学校施設環境改善交付金というものでございますけれども、今のところ、いつ決定かというのはちょっとまだはっきりとしたことはわからないんですが、きょうの現在で申し上げれば、5月の終わりごろにはある一定の国からの府を通じて来るのかなと、かように思っております。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

申請を去年からされて、交付の決定が5月の終わりごろということですので、確実に来るとわかっているものだとは思ひんではすけれども、予算化されているんでね。来ない場合もあるかもしれないというふうなこともあるのかなと。交付が決定されれば実行されるけれども、交付がだめですと、もし万が一そういうことがあれば、8,500万円の工事を町単費ですということとはなかなか厳しい財政状況の折、無理であろうとは思ひますが、交付がちゃんとされるように、ぜひ強く働きかけをしていただき、小学校の空調が夏には使えるようにぜひしていただきたいと思ひますので、ぜひ努力いただきますように、国のほうにも文科省にもしっかりと働きかけていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

仰せのとおり努力してまいります。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

それと、あと129ページの小学校費の図書購入費に関してですが、昨年6月に国会で学校図書館司書の法律が成立してできたということで、その法律ができる前から忠岡町では学校に司書を置いて、非常勤だと思ひんではすけれども、置いていただいているかと思ひますが、法律化、法制化されたら、大体補助金なり、交付金か交付税算入か何かされるんではなからうかと、国の法律というのはそういうものだと思ひますので、そのあたりで

来ることはあるんでしょうかというのが。もしそれが交付税とかで増額されるということであれば、今非常勤で設置されている方の身分をもっと保障して、できれば常勤化していただくということでぜひ対応していただきたいと。忠岡町は読書ですね、朝、来て、読書したりとかいうことで、かなり昔からずっと読書に力を入れているということで、1人当たりの貸し出し冊数を聞くと、多分数字を持っていらっしやらないかと思imasるので、岡山市のどこかの学校は、専任の常勤の司書の方を置いていて、1人当たり八十何冊か借りていらっしやって、そのほかの専任でないところは大体四十何冊ということで、やっぱり平均貸出数も、常勤の方がいらっしやるところは時間数も長いですし、そういった専門の知識もあるということで、かなり読書数がふえているということですので、そういう財源的な裏づけが増額されるのであれば、常勤化もぜひ検討いただきたいということですが、財政の方もいらっしやるので、田中課長さんいらっしやるので、そのあたりは何か国のほうから来てますでしょうか。

財政課長（田中成和君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

田中財政課長。

財政課長（田中成和君）

国のほうの通達に関しては、ちょっと今手元に資料がございませんが、図書購入費用。

委員（是枝綾子君）

司書の人件費的なね。あれば、ぜひその分を足しにして、常勤化の努力をしていただきたいということ。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

今、ご指摘ございましたように、単費で本町として取り組んでおりますが、国のそういう制度が出てきたときには、ぜひこちらとしても早く察知しまして、何とかそれを請求して取れるようにしていきたいというふうに思っております。

委員（是枝綾子君）

よろしく願いいたします。

それと、いいですか。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

あと、小学校のほうでしたら130ページと、中学校のほうでしたら何ページかな、ちょっとページ数がわからない、すみません。就学援助のことですが、要保護及び準要保護児童就学援助費の件に関してです。生活保護基準の1.2倍という基準で忠岡町は当たっていただいているんですけれども、その生活保護の基準が一昨年、昨年と引き下がりました、ですが忠岡町は昨年度は、下がった分ではなく以前のとおりで算定していただいているということなんです、今年度もそういった引き下がる前の段階、影響が出ないように算定をしていただけるでしょうか。国の通達もありますのでね。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

仰せのとおり、国から平成25年2月5日ですか、政府としてもできる限り影響が出ないようにと、これも本町、尊重いたしまして、26年度も実施いたしております。引き続き27年度におきましても、この方針で準要保護の生徒さん、児童さんに対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（是枝綾子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

影響が出ないように、ぜひ受けられるようにということで努力いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それと、どんどん行きます。すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子君）

中学校費の132ページの校舎、校具等修繕料ということで上げているんですが、ちょっとどこで聞いていかかわからないという点があるので、これは高迫議員が一般質問で防災教育について、中学校の避難訓練のことを質問されていたと思うんですが、その防災教育について、中学校の取り組みがちょっと年1回しか避難訓練されていないということで、それは少ないのではないかとというふうに指摘をしているんですが、そのあたりで、1学期ごとに、毎学期ごとにされるという答弁をいただいたと本人言うてますので、その点ちょっと少ないのではないかと、努力いただきたいということなんです。

それとあわせて、今調べていただいている間に、一斉の防災訓練が9月かな。

委員長（河野隆子君）

9月ですね。

委員（是枝綾子君）

9月にあるので、そのときに合わせてぜひ一緒に中学校も参加してもらえるんだらうかということで聞いておりましたので。

教育長（前川喜代治君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

前川教育長。

教育長（前川喜代治君）

これはせんだっての一般質問の中で高迫議員のほうから私のほうに答弁を求められたという、そういう場面の中で答えさせてもらいまして、町を挙げてする訓練については、9月の時期というのは大変学校も忙しいわけなんですけども、だから約束はできませんけれども、学校長に対してその旨を話しするという、そういう答弁はさせていただきました。当然やはり平常時の訓練というのはとても大事であるというのは我々認識しております。限定された日にちでの訓練というのはなかなか難しい部分があります。全校生徒になるのか、それともやはりそういった中で部分的な取り組みになるのか、それは学校長との話になってくるということでありまして。そういう答弁はせんだってさせていただきました。学期ごとの部分については、ちょっと私はまだ聞いておりませんので、これから答弁するというふうに思いますので。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

大谷理事。

教育委員会教育部理事兼学校教育課長（大谷 忠君）

今、ご指摘ございました中学校のほうの避難訓練、防災を兼ねた避難訓練でございますが、年1回の実施です。これは学校安全計画というものに年間的に定めておることで、毎年実施はしております。それプラス、9月5日の880万人訓練の折には、各教室等でも、各教室単位ですけども、避難訓練、机の下に隠れるであるとか、そういうようなことは取り組みとして行っておるといふところの現状でございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

忠岡小学校でしたら、ひょっとしたら大きな地震が来たら浸水するというので、差し迫っているということがあるかと思うんですが、忠岡中学校まで水が来ないような、そういった想定ということになっているので、気持ち的にはなかなかね、「まあ、ここまで来ないから」というふうなところもあるんじゃないかなと思うんですけども、やはり意識をつくっていくということで、防災教育は教育でされて、その実践ということで避難訓練ということで位置づけていただいて、そういった学校でそのような訓練や教育があるから、自宅とか家でもしそういう地震なり災害が起こったときに、自分で考えて行動ができる、そういった子供にしていくという意味合いで、学校での訓練というのは。学校で起きるかどうかわかりませんものね、災害はいつ。ということなので、そういった意味合いで、ぜひ自分の考えで判断して、きちんと災害のときには対応できるという、そういう防災教育の一環として避難訓練をぜひ回数もふやしていただきたいということでお願いいたします。

教育長（前川喜代治君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

前川教育長。

教育長（前川喜代治君）

位置関係から申し上げたら、やっぱり忠岡小学校のほうが津波の関係が影響してきます。中学校、東小学校等については別にいいんじゃないかという、そうじゃなしに、やはり大津川、牛滝川に津波の水が上がってくると。堤防決壊ということも考えられますので、どこにおったとしてもやはり避難訓練、防災教育というのはとても大事である。だから、位置関係が違うからあえてする必要はないという、そういう考え方ではありませんので、そういった中で、それは学校単位での訓練になりますので、その訓練の仕方は学校単位でしていきますので、そういう認識の中で我々は取り組んでいるということでもあります。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

引き続き、さらに防災教育、防災訓練に取り組んでいただきたいということでお願いいたします。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

教育長にお尋ねをしたいんですが、134ページの図書の購入費に関連してですが、中

学校費の図書購入費ということで、もうおわかりだと思いますけれども、ことしは中学校の歴史の教科書の、ほかの教科もあるんですけど、教科書の選定をする年であるということで、これも毎回、高迫議員も一般質問でもさせていただいておりますが、自由社、育鵬社の歴史教科書ですね、これが侵略戦争を自存自衛の戦争と言って、侵略戦争を美化するという立場の歴史教科書ですね。それを採択されないようにということの、そういう立場での質問なんですけど、ご存じのように日本が起こした戦争を侵略戦争ではなく、自衛の戦争であったかのように歴史をゆがめるものでありますので、それはぜひ採択されないようにということで、教育長さんの見解をお聞かせいただきたいと思います。

教育長（前川喜代治君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

前川教育長。

教育長（前川喜代治君）

26年度は小学校の採択でありまして、27年度は中学校ということで、検定は当然、文部科学省が検定された部分で、そういった中から選定していくわけでありまして。我々も偏ることなく、本当に静ひつといいますかね、本当に平等な公平な考え方の中で採択していくというのが、それが基準になっておりますので、その辺らは我々に任せておいていただきたい、教育委員会のほうに任せていただきたいというふうに思います。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

偏ることなく公平にと言いますが、文科省がこの教科書の検定を通したということ自体が大変重大な責任だというふうに私たちは思っています。戦後の日本は、やはりあの侵略戦争と植民地支配の反省をしなければ国際社会に復帰できなかったということがあるぐらいでありますので、国際社会から見てもあれは誤りであったということが、それが歴史の認識になっているわけなんです。だけど、それは絶対条件なのに、それを否定する教科書を、当時は民主党政権のときにも採択しましたけれども、採択というか検定を通したという責任がありますが、やはり政府がそれを認めたということの責任は重大だと思います。

やっぱり過去の誤りの事実に向き合わないと、その反省の上に立たないといけないというのは、ちょうどドイツのメルケル首相も来て、あそこのドイツは、ドイツも日本と、イタリアもですけども、本当に侵略戦争を行ったということで、ドイツは教科書を、以前からも他の国と一緒に教科書をつくってきましてけれども、やはりそういった反省でナチスドイツのこれは誤りだということで、非常に国民的にも反省をして、そういった出発をしてうまいこといっていると。

日本は最近、安倍さんは特にですけれども、それを違うということを言っているので、国際的にもいろいろアジアの中でも大変な批判が出ているということですから、その偏るとかということではなく、やはりこの事実、歴史の誤り、反省の上に立った日本国憲法があるわけですから、平和と民主主義の世の中をつかっていこうと出発したその原点はやはり守っていかないといけないと思いますので、それを違うものだと、歴史をゆがめるようなものは、やはり偏ることなくじゃなく、そういうものは、子供たちに事実と違うことを教えるということは間違いであると思いますので、そういうものだという認識に立っていただいて選定をしていただきたいというふうに思いますが。

教育長（前川喜代治君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

前川教育長。

教育長（前川喜代治君）

我々は、やはり国の考え方が1つございます。それは今の文部科学省ですけども、広く教育委員さんに提供しながら、そのときの最善の教科書を選んでいくというのが我々の使命でありますので、その偏るという表現が、一方に偏るのではなしに、やはりそういった中で教科書を選定していくという、そういう考え方になっておりますので、これは手続を踏んでやってまいりますので、それは我々教育委員会にお任せ願いたいというふうに、そういう考え方であります。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

子供たちに最善の教科書を、私としたら平和と民主主義の方向でそういった教育を進めていくという従来のこれまでの立場で進めていただきたいと。戦争をする国づくりへの動きが強まる中で、さらにこういう教科書というのがピタッと来るという大変恐ろしい時代でありますので、子供たちに平和な社会をこれからつくっていただくような、そういった教科書を選定していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長（前川喜代治君）

迷うことなく進めてまいりたいというふうに思います。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

中学校の学校給食の実施の時期についての保護者への説明についてはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

それともう1つは、設計の段階ですね、工事の段階でちょっと私お聞きしたんですけ

ど、カートですね。給食を運ぶカートを置く場所が設計図にはないということで、どこに置きはるのかなという、大変大事な問題だと思うんです。それはどこに置かれるんでしょうかということ。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

長屋部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

今のカートの分については、ちょっとまだどこにかはつきりとした、今のきょうの段階でここですというのは言明できないんですけども、ちょっとそれでお願いしたいと思います。

それと、保護者への通知なんですけども、1月の下旬に今度新しく1年生になる方については、いつから始めるのか、具体的なことについては追って連絡するという文書を流ささせていただいております、まだちょっと学校側とはつきりとした今の現段階では詰めておりませんので、いつまた保護者の方に出すというのは、今のところ学校とも話し中というような段階でございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

カートの置き場所がないから、ちょっとどこと、カート置き場はここですと言えないんだろうなと思いますので、カート、あんな邪魔ですよ、そんな何クラスあるんですかね。20近くぐらいあるカートですね。1クラスに1個としてもかなりたくさん数のカートです。スーパーのカートみたいに、あんなにしてバツと重ねられるものじゃなく、がっちりとしたものだと思いますので、場所もとると。これは教室に置くとなると大変不衛生なのと、破損させられるというおそれもありますので、管理をきちんとやっぱりしないといけないと思いますので、それはカート置き場はきちんと保管できる場所をお願いしたいということでもあります。

それともう1つ、実施の時期については、新1年生だけでなく、新2年生、新3年生の子供たちにもご家庭にもお知らせはどうされているのかと。1年生だけでなく全学年喫食ですものね。それはどうされているんでしょうか。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋孝之君）

今のところ、直接関係あるというんですか、新1年生になる6年生のご父兄の方には、1月下旬ごろにお伝えさせていただいておりますけども、あと今おっしゃってるようなところは再度学校現場とちょっと話しする、調整する必要がございますので、きょうの段階でこうですとは申し上げられないので、その辺のところよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

実施の時期については、まだちょっと追って連絡という状態であるというのはわかりました。私たちは、一日も早く実施をしていただきたいということで、ゴールデンウィーク明けとか、せめて6月というふうに要望も持っておりますので、ぜひ一日も早い実施をしていただいて、子供たちがおいしくて栄養のある温かい給食を食べられるように、ぜひ実施していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（河野隆子君）

ありますか。是枝委員。

委員（是枝綾子君）

あと、簡単なところを幾つかまとめてさせていただきます。簡単じゃない、いっぱいあるな。すみません。まとめられるものはまとめます。

140ページのところで成人式の報償費に関してですけれども、これは簡単なことあります。成人式は私たちの年代はもう行かないのでね、行かないというか、これは行くんですけれども、こういう記念品というんですかね、いただくそうなんです、新成人の方は（松井委員「行きますの」と呼ぶ）。皆さん行きますやん、出てはる。ですが、新成人の方向けにいろいろ選挙管理委員会からのお知らせとか、いろんな忠岡町のグッズが入ったこれが、たくさんごみ箱に捨てられていたんです。それをちょっと声を聞いて見に行ったら、「ああ、ごみ箱にあるわ」みたいな感じでね。実は新成人の方は、別にこれが要らないとか、嫌だとか気に入らんということではなく、実は皆さんかばんを持たずに、晴れ着を着たらかばんが小さいんです。こんなん入りません。男の子は手ぶらで来て、胸ポケットにやから、手ぶらで来ているので、これがどうも持ち歩いて、あといろいろ二次会なりあっちゃこっちゃ行くのに邪魔になるということで、泣く泣く、もうしゃあないなと言うてちょっと置いて帰るということでもありますので、できたらせめて手提げ袋か何か、もう

少しコンパクトにするか、せつかくのものがもったいないなというふうに思いますので、その点はちょっと新成人のご家族の方から言われたので、また次の成人式のお渡しする分については、そういったご意見もありますということで検討していただいて、家に持って帰って使ってもらえるものにぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。担当課の課長に。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

ご意見としてお伺いいたします。

委員（是枝綾子君）

お願いいたします。

それとあと、社会教育課長さんにですけれども、141ページの町民グラウンド費のところ、真砂土等の部分で、142ページなんです、その町民グラウンド、雨が降りますと水たまりがこちらの観覧席のほう、役所側の観覧席のところ、ちょうど陸上部がいつも走っているところが水浸しで、なかなかクラブもしにくいような感じです。この水はけについては何とか、あそこが一番水はけが悪そうなところなので、ぜひそういう場合は土を入れていただいたり、いろいろちょっと水はけがいいようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長（立花武彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

立花課長。

生涯学習課長（立花武彦君）

先般来ご指摘されていることをごさいまして、抜本的に側溝のほうをしないと水はけがよくなるという部分もごさいますので、将来的にはまた検討させていただくということでよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

応急的な処置もできるだけしていただきたいということもお願いいたします。

あと、すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

あと2点あるんですが、社会教育、教育委員会が管轄している施設の休館日が余りにも多過ぎるということで、スポーツセンター、図書館、文化会館ですね。児童館もですけども、月・火が休みで、祝祭日の翌日も休みとなると、月・火・水と休みのときもたまにあるんです。余りにもスポーツセンターとかでしたら、そんな週に5日しか使えないスポーツセンターで、行こうと思ったら行けなかったら、週に5日も行かれへんということで、やはり利用者が減っていくのはそういう開館日が少ないということで利用者が減っているのではないかとということで、スポーツセンターだけでなく図書館についてもですし、文化会館もね。文化会館も利用者がいっぱいですと言うけど、1日休みをふやしたら、それはその分がほかの日に回っていくのでいっぱいになるのは当然だと思いますので、利用状況が大変いっぱいですというふうなところをおっしゃられておりますので、ぜひ開館日はもう1日、文化会館は火曜日でしたけども、月・火と休みというのをやめて、週1日の休みに戻していただきたいということで、これは教育長さんですかね。

教育長（前川喜代治君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

前川教育長。

教育長（前川喜代治君）

今ご指摘のほうは常々お伺いさせていただいております。あけるに当たっては財政に影響してくるのは、これは当然の話であります。ほかを見れば、やはりそう多く、長く休んでいるというのはいかがなものか、それも我々もわかっておりますので、今後すぐに改善というのなかなか難しいと思うんですけども、そういう方向では考えているところであります。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

財政状況もというので、財政状況が悪かったので休みが1日ふえて、週2日休みになったということではありますが、一斉に全部あけるということではなく、可能な状況で、利用頻度が高いと、もう満杯状態で、やっぱりもう1日というところのそういう施設から開館をしていくということも1つの方法ではないかと。全部一気にね、やっぱり週2日休みを解除して週1日となると財政的にはかなりしんどいということであれば、できるところから

ちょっと開館していくということで対応していただきたいと思いますので、新年度はそういう、忠岡町の意味で開館日はね、条例改正も要るかと思いますが、教育長さんの温かい一言でぜひ開館日をふやしていただきたいと、休みを減らしてということでお願いしたいと思います。

教育長（前川喜代治君）

今すぐここでというわけにいかんのですけども、状況を見ながら進めてまいりたいというふうに思います。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

それともう1点、財政難で温水プールが閉められてしまいましたので、これの復活というものがやはり声もたくさんあります。スポーツセンターの利用率がちょっと少ないというのも、プールがあればスポーツセンターもあわせてセットで利用するけれども、スポーツセンターだけやったらよそへ行ってしまうということもありますので、温水プールの再開も、余り長期に閉めてしまいますと、設備的にかなりさびてしまいますので、その再開をしていただきたい。それは子供たちの水泳の授業が年間3日ない場合もあって、3日なんですね。学校にプールがないので、温水プールを使って、9月に寒い日もあるけどプールの授業があってということで、そういうことですので、泳げるかというたら、学校の授業だけでは泳げないということで、スイミングスクールに行かないと泳げるようにはならないというお声もありますので、できればそういった子供たちが忠岡の温水プールで泳げるようになってということで、学校の授業も、プールの授業もふえるようにぜひ再開していただきたいと思いますが、教育長さん、どうでしょうか。

教育長（前川喜代治君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

前川教育長。

教育長（前川喜代治君）

このプールの再開については、なかなか難しい部分はまだあるなというふうに私は認識しております。最低限、今是枝議員が言われたように、学校にプールがありませんので、プール授業はここです。あとは夏休みの間は、温水にはできませんので、通常の冷水というんですか、幸いに温室的な囲いがありますので、かなり温かいみたいな感じなので、それは幸いしてるんですけども、そういった形でプールは利用しております。

これが通年になりますと、何回も言うんですけども、やっぱり費用もかさんでまいりますので、その点を考慮すれば、これも今ここでいつというのはちょっと明言できないんですけども、我々管理している施設がありますので、希望的にはそう願いたいと思うんで

すけども、これは町全体での考え方になってくるのかなというふうに思います。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

一日も早く再開していただけるように、よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子君）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子君）

公債費についてですが、公債費、入っていますね。

委員長（河野隆子君）

入っています。

委員（是枝綾子君）

公債費が昨年度はかなり多かったんですが、今年度は減っているということですが、一時借入金については、これを組まれているのは、どういったことを想定して組まれているんでしょうか。

財政課長（田中成和君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

田中財政課長。

財政課長（田中成和君）

一時借入金利子ということで、予算上400万円計上させていただいております。前年度と同額で相違ございませんが、これに関しましては、現在は、昨日もご説明申し上げました財源不足に関して、財政調整基金で補っておりますが、これが今年度にあってはまだ使えるようでございますが、不測の事態もございます。そういったことを踏まえまして、財源不足に対しては、銀行等、金融機関等から一時大きな額を借りなければならないということも想定いたしまして、400万円を計上いたしておるものでございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

枠取りというんですかね、項目取りという部分の性格もあるかと思うんですが、財政調整基金がだんだん少なくなっている。年度当初に税金なり交付税がまとまって入る

のが、7月とかということで、かなり前半ですね、上半期はしんどい部分があるということが想定されますので、できるだけ早くに税金を集めたいと、町税を集めたいというのであれば、前納報奨金を復活させるというのも1つの方法かもしれませんが、そういった、できるだけ早く納税してもらおうと、そして少しでも集めるということであれば、その復活も1つの方法ではないかというふうにも思います。

一時借入金の利子、400万円ですが、どれだけ借りたら400万なのかがわからないんですけども、利子を払うのであれば、前納報奨金をわずかでもつけて、その分で皆さんからお金を集めるという方法も同じだけの効果を出す、同じ支払うのであれば、そういったこともぜひ検討していただくのも1つの方法ではないかと思いますね。公室長さんですか。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

先ほど是枝議員おっしゃったとおり、何でも当初に入ってくれば良いということなんですけど、なかなかそうもまいりませんで、ただ交付税等は前半に入ってます。遅くなるのが国庫あるいは府からの交付金等でございます、どうしても不足するのが、年が変わっての1月、2月から5月までということになるんですけども、実質、枠取りの400万円ということでご理解いただいているところなんですけども、実質借り入れになりますと、今年度でも最大で今5億ぐらいの借り入れをしています。これについても、先ほど金融機関ということでしたけれども、大阪府の振興協会のほうで、かなり率の低い額でお借りさせていただいていますので、数万円程度になろうかなということでございます。できるだけそういうことのないように運用はしていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

できるだけそういう一時借入金を借りないで済むようにはしていただきたいと思いますが、努力いただくということで。

それとあと、この元利償還した分に対しての交付税算入というのは、余りもう今はされていないというのを歳入のところでも聞いたように思うんですけども、これだけの長期債、合計、元金と利子と合わせますと10億以上返しているわけですね。10億ぐらい

ですね。10億のうち元利償還の分という、その交付税算入されている分というのは大体どのぐらい入っているのでしょうか。概算でも、そんな正確な数字でなくてもいいんですが。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

ちょっと今、手元には持ってないんですけども、入っている分といいますと、今のところ緊急防災の地方債をお借りしていますので、その部分の利子と、あと臨時財政対策債の部分ぐらいになりますので、1,000万から2,000万円程度かなというふうに考えています。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

合わせても、緊急減災の分と臨時財政対策債の元利償還の部分で1,000万から2,000万ぐらいしか入ってないということですか、この中に、1年間で。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

ちょっと手元にないもので申しわけないんですけども、算入額ですので、その積み上げになりますので、もう少しあるかもわかりません。すみません。

委員（是枝綾子君）

だけど、億というお金は入っていないということですね。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

はい、そのあたりまでは言ってないと考えます。

委員（是枝綾子君）

そうですか。そんなもんなんや。はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そしたら、1億円も入ってないということは、9億5,796万7,000円が忠岡から借金の町債の返済に充てていかないといけない部分だという認識はした上で、町政運営に余り起債しないようにということで、よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（前田 弘君）

すみません、ちょっと聞かせて。

委員長（河野隆子君）

前田弘委員。

委員（前田 弘君）

原田公室長、ちょっと聞きたいんやけど、これ公債費の分で8億2,000万何がし、元金を返しているでしょう。そうですね。この利子、金利、これは1億3,700万何がし返しているわね。これは金利どのぐらいよ。金利。これは90億ぐらいに対しての元利金を返していると思うんやけど、それ、何ぼぐらいになっているの。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

予算書の161ページ以降に借り入れの利率が書かれています。この中で、かなり高い部分につきましては、国の制度もございまして、借りかえをして利率のほうは抑えています。一番高いので大体3%程度かなというふうな形になっていまして、低いので大体1%程度と。最近はかなり率のほうを、私どもの財政状況も結構よくなっておりまして、かなり率のほうは抑えて借り入れできることになっています。

委員（前田 弘君）

そうやね。なってるのはわかるんやけど、一番高いので3.何ぼという1つ高いのがあったけども、平均1%から2%ぐらいの間やということなんですね。今回、こうやって返しているでしょう、1億3,700万円、金利としてね。利子。これは要するに、ここの利息の164ページ以前に162ページとか、みんなあるでしょう。これを全部足してやったものの金利で割り出した分ですか、これは。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

そのとおりでございます。

委員（前田 弘君）

それで合っているの。合計して割った分が、今度の一億三千何ぼか。

町長公室長（原田 毅君）

はい、そうです。

委員（前田 弘君）

そういうこと。それが金利。ああ、なるほど。わかりました。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子君）

ちょっと確認ですけれども、164ページの第三セクター債ですね。東洋紡の跡地とか開発協会のところを買い取った分だと思うんですけれども、その利子については1,653万2,996円。これについては翌年度にその分に対しての2分の1ですかね、返した利子の2分の1でしたか、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、交付税に算入されると説明を聞きましたが、入っていらっしゃるんでしょうか。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

三セク債の償還につきましては、ちょっと算定の式は今持ってないんですけれども、約600万円程度、特別交付税のほうで措置されております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

議員、単純ですので、利子の返した分の2分の1が入りますという頭が残っているので、800万かもと思ったら600万ということですね。わかりました。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ありませんか。

(なし)

委員長（河野隆子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、議案第15号「平成27年度忠岡町一般会計予算について」の審査を終結いたします。

特別会計に入る前に15分程度の休憩をとりたいと思いますので、3時45分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

(「午後3時25分」休憩)

委員長（河野隆子君）

休憩前に引き続き、審査を行います。

(「午後3時45分」再開)

委員長（河野隆子君）

続いて、特別会計予算の審査に入りますが、特別会計と企業会計につきましては、各会計の資料説明後、質疑をお受けいたします。

それでは、議案第16号「平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」167ページから200ページまでの審査を行います。

「国保会計予算資料」について、担当課の説明を求めます。

(東保険課長：説明)

委員長（河野隆子君）

説明は、以上のおりです。

167ページから200ページまでのご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

27年度の保険料ですね、歳入の部分では保険料、175ページですが、一般被保険者、退職被保険者、保険料はこの新年度はどの程度で、何%で、1人当たり幾らとか見込んでいらっしゃるのでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

本年度の保険料の算出につきましては、医療費のまず見込みを出しまして、これは過去3年度分の医療費を1人当たりの医療費に割り戻しまして、加入されるであろう人数の見込みを出して、医療費のほうを積算いたします。それに伴って、国庫支出金、府支出金、繰入金等を算出して、支出総額から収入見込額を控除したものが保険料ということになります。

27年度につきましては、歳出の医療費は前年度比1.4%減、後期高齢者支援金は前年度比4.9%減、介護納付金も11.9%減の見込みであり、前期高齢者交付金が前年度比13.6%増、共同事業交付金が120.9%増となるため、保険料の必要額が前年度比16%減となります。

本年度は歳入の前期高齢者交付金が6,500万円増加し、歳出の後期高齢者支援金で1,200万円減、介護納付金の納付額1,200万円減、共同事業の交付と拠出の差が2,400万円必要となるので、大まかに前年よりも6,500万歳入が多い状態となります。よって、保険料で賦課しなければいけない部分は前年度よりも少なくなります。保険料につきましては、先ほども申し上げましたように、一応予算を組む上での必要額ということで、料率につきましては本算定のときに決定をいたします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

この予算の資料のところでちょっとお聞きしたほうがわかりやすいと。この新年度、大きく変わるところは、レセプトが1円から共同事業化ということで、その部分の交付金、拠出金、大きくふえているというところが大きな特徴だと思います。医療費が減っている、少なく、昨年よりも減っているという、加入者自体も減っているからということでの説明だったと思うんですが、これの影響で保険料は、昨年というか26年度並みの保険料ということで、大体考えていらっしゃるのでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

はい、そのように予定しております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

国保料はできるだけ下げさせていただきたいということですが、27年度から国が1,700億円、低所得者向けの軽減の部分ということで、都道府県もやし、そして市町村にも来るということで、大阪府には1,700億のうちの150億が来て、忠岡町にはどの程度が来るのかが、そのあたりのお金というのはここには幾らか、1人当たり5,000円、国はですね。また、28年度以降に1,700億円というものもあるんですが、この年度は27年度なので1,700億円国保に来ると。そのうち忠岡町には幾らぐらいその分が来て、国が言うには被保険者1人当たり5,000円の引き下げになるはずですが、1,700億円渡すからということで、その部分での反映は、1人当たり5,000円減ればかなりね、忠岡町の加入者も大変助かると思うんですけども、それはこの予算には反映されているでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

保険課長（東 祥子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

反映はされております。基盤安定の保険者支援分の分が、一応繰入金として一般会計からいただくことになっております。一般会計のほうに基盤安定の負担金ということで、国と府から収入が入ってまいりますので。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そしたら、この歳入のところの部分で言いますと、金額、わかりますかね。幾らその部分が入っていると。忠岡町で幾ら入っているかということをお聞きしたいと思います。1人当たり5,000円減るから保険料。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

金額がちょっとわかりにくければ、後でもいいんですが、1人当たり5,000円、大阪府で、被保険者全体で150億を割りますと6,000円というふうに数字が出ている

そうなんです、1人当たり6,000円、平均ですのでね、忠岡町にその6,000円分が来ているとなると、被保険者が何人か、ちょっと人数がわからないですけど、被保険者が何人やったかな。ここに書いてあるのは。全部合わせると4,727人が一般被保険者で、201人やから、約4,900人分お金が来ているんでしょうかね。平均でいきますね。平均で。それだけ国はくれてるんで、1人5,000円引き下げできるというのは、国はできるはずですよというてはるんですけど、実際のところ5,000円引き下がるでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

そうですね。5,000円程度は引き下がる、軽減がかかっていらっしゃる世帯につきましては、保険料はもちろん下がりますので、全体を平均しますとお1人当たり5,000円下がってくることになります。で、入ってるのはこの繰入金の部分ですね。国保の歳入の繰入金で、この内訳としまして。

委員（是枝綾子君）

一般会計繰入金じゃなく。

保険課長（東 祥子君）

一般会計繰入金のところ。

委員（是枝綾子君）

一般会計、基盤安定のほうじゃなくですか。

保険課長（東 祥子君）

基盤安定の繰入金。

委員（是枝綾子君）

これですね。2段目のですね。

保険課長（東 祥子君）

はい、ここです。去年9,815万1,000円でありましたのが、ことし1億2,035万円ということになっておりますので。180ページです。

委員（是枝綾子君）

去年のを見ていまして、フォームが違うので比較しにくいですが。差額は、そしたらそのふえた分がそれだということですね。

保険課長（東 祥子君）

そうです。4,219万2,000円。

委員（是枝綾子君）

4,219万2,000円、これを活用すれば高い国保料が、1人当たり5,000円引き下がるということになるわけですね。

保険課長（東 祥子君）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子君）

ということは、7月からの本算定にこれが生かされるということで考えてよろしいでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

はい、そうでございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

加入者が4,900人と、被保険者がですね。ということは1人当たり1万円とはいかないけれども、かなりの額が引き下げに使えるということで、それは本算定のとくにぜひこれは忠岡町、赤字であるかもしれないけども、やはり引き下げのためのお金ということで国から来ているわけですので、それはぜひ活用していただいて、1万円近くの引き下げができるということで、ぜひ努力いただきたいと思います。それは。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

軽減がかかられる世帯につきましては、必ず保険料は下がりますし、対象世帯がふえますので。

委員（是枝綾子君）

すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

議員（是枝綾子君）

低所得ということでちょっと限定されてきてるので、所得割がかかっているような世帯には余りこれは歓迎されないということなんですか。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

はい、そういうことになります。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

軽減がかかっている方々も、それは所得が少ないから大変だと思うんですけども、保険料が所得の20%近く払わないといけないという、そういった世帯の軽減にはこれは使えない、使われないということで、基本的には、そんな感じなんですかね。国のほうが言っているのは。低所得者は。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

使えないということではないですけども。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そしたら法定軽減の軽減がかかっている、法定軽減の7割、5割、2割軽減の方々に、これがどのように使われるのか。忠岡町が負担していた分がこれに置きかわって、忠岡町で使わなくてもいいというふうな使われ方に使われてしまうのかどうかですね。このお金。せっかく4,200万入ってきている分ですから、これをやっぱり国の言うとおりの法定軽減の方々に使うだけで、法定軽減の方々の保険料というのが幾らかというのがちょっとね、これを入れたらどのぐらい下がるのかというところなんですね、そしたら。それを聞いた上でちょっと。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

所得を確認しないと本算定のときに、やはり前年の所得を把握してからでないと、何度もちょっと、今申し上げることはできません。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

軽減のかかっている方の保険料がどの程度、半額ぐらいに下がると。例えば1カ月5,000円の人が2,500円とかいうふうな形の、そういった反映のされ方がここで、この4,219万2,000円、基盤安定の繰入金で使ってそうなるということなんでしょうか。使われ方ですね、これの。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

今、軽減かかっている世帯の方の分がさらに下がるという、そういうことではございません。

委員（是枝綾子君）

すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

保険課長（東 祥子君）

言い方があれですが。

委員（是枝綾子君）

そしたらこれはどのように、忠岡町の会計の中では引き下げますというけれども、実際に払う加入者ですね。国保加入者にとってどのようにこれが影響出てくるのかと。自分の保険料がどうなるのかというのが一番の関心だと思うんですけど、私たちはそこをチェックするところなんですけれども。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

今回、また国がその軽減対象の所得も広げておりますので、その世帯の方たちは保険料が引き下がることにはなっていないと思います。全体としては引き下がる傾向にはあると。保険料の予算自体が少なくて済むということになるということは、保険料が下がる可能性もあるということでございます。

委員（是枝綾子君）

わかりました。委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

平成26年度、対象世帯が広がりましたですね。2割軽減の部分が。その措置ということなのか、それとは別枠でさらに広がりますという部分の、27年度はさらに広がる方の分ということなんでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長

保険課長（東 祥子君）

さらに広がる部分の方がございます。それと保険者支援分といいまして、国からおりております2割、5割、7割の方の世帯に対して、今までは収納率に応じて保険者に支援されていたものが算定額に変わってまいりますので、収納率にかかわらずその部分を支援していただけるということになります。その支援していただく料率につきましてもかなり広がりますので。

委員（是枝綾子君）

そしたら細かい数字はちょっと耳で聞いてもわからないので。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そしたら忠岡町も助かると、忠岡町が助かる部分もあるということですね。今まで忠岡町が負担していた分が、忠岡町、その分負担しなくて助かる部分というのがあると。あと、軽減がかからなかった、所得的にかからなかった人の、どれだけ広がるかというのはちょっと後でお聞きしますけれども、の部分の、その人たちだけが助かるということになるという、大体そういうことになるんですね。今年度拡大される方、軽減の、それは大体2割軽減の部分がほとんどですね。でも、全体に7割やら5割の方も広がって2割も広がるという感じですか。対象人数はどうか世帯が。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東課長。

保険課長（東 祥子君）

2割と5割の世帯が広がります。

委員（是枝綾子君）

2割と5割。5割世帯で何世帯ぐらい。

保険課長（東 祥子君）

70世帯ぐらいですね。

委員（是枝綾子君）

70世帯だけですか、広がるのが。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員

委員（是枝綾子君）

全体の世帯数が出ていますかね。世帯数、70世帯といたら1割以上にならんわな。ちょっと世帯数、すみません、何世帯ぐらいあるんですか。

保険課長（東 祥子君）

約2,700ぐらいですが。

委員（是枝綾子君）

2,700、わかりました。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そしたら2,700世帯のうちの70世帯は2割、5割軽減でちょっと、今までよりも少し下がると。あと忠岡町が軽減に、ちょっとペナルティーでもらえてなかった分がもらえて、忠岡町が助かるということで、それ以外の方には余り関係ないということですね。関係ないですものね。ということですね。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員（是枝綾子君）

そしたら。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

それ以外の方、軽減されましたあ、とね。国は1人5,000円安くなりますって宣伝するわけです。1,700億円入れましたあ。で、あけてみたら全然下がってないやないかと。うち4人家族やのに、2万下がるのと違うかと言ったら下がらないという方が多い

ということで、やはりこれがちょっと、忠岡町も財政大変だと思います。一般会計から繰り入れていくということがなかなかしてもらえない中で、忠岡町が助かる部分ですね。その部分についてはもう少し、ほかの世帯にも保険料引き下げのためにちょっと使っただきたいということで、それはお願いしたいです。やはり少しでも引き下げさせていただきたいということで、その財源を有効にね。忠岡町もちょっと頑張っただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。そういうものだということが、国の言うてる分がその程度やというのがわかりました。ほんまに困っているところの世帯についての手当てがされてないというところがはっきりわかったんで、わかりました。

どうぞ。前田議員も保険料のところ聞いていらっしゃるので。

委員（前田 弘君）

あのね。

委員長（河野隆子君）

マイクお願いします。前田 弘委員。

委員（前田 弘君）

私も保険については、これは大変やなど。毎回毎回、財政難で金がないということは、忠岡町だけでなくほかからも聞いているんですよね。高齢化になってきてだんだんと金がかかってくると。そやけど、なかなか掛ける人も大変な状態で、もう掛けられないというようなことですね。東課長は本当に大変やなど。その勘定は大変やなど。今まで「しっかり、もっと集めて、徴収してな」と言うておったんやけども、いろんなことがわかってきたら余り言えないなというふうに思っていますんで、今後忠岡町、余り苦労しないように、何とかいい方法を考えて前向きに進めてください。すみません。答弁はもう結構です。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

広域化に向けての動きということで、レセプトが1円からが共同事業化されるということで、これの影響が今回非常に大きく出ていると。これはあくまで予算ということでありますが、これは大体言うてきはる金額ということなんで、忠岡町の場合は共同事業交付金でもらう分よりも共同事業拠出金で払うほうが多いという、こういう仕組みだと、1円からということなんですけど、これはやっぱり小さい保険者というんですか、低所得者が多い保険者とかどういう、その特徴ですね。多分大阪市とか大きな市とかは逆に助かっているとか、どういう傾向にあるんでしょうか、この1円からの共同事業化というのは。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

大阪市はとにかく助かっていらっしゃいます。本町につきましては、26年度について、25年度もそうだったんですけれども、25年度の医療費が急激に伸びましたので、保険財政共同安定化の分につきましては交付金のほうが多くなっておりまして、26年度もその保険財政共同安定化の分のみについては1,300万ほど交付金が多くなっておりまして、得しているほうに当たります。で、27年度の分につきましては、拠出金の分は国保連合会のほうで計算していただけますので、そこから資料が届くんですが、交付金については自治法でそれぞれ、今までの収納の割合とかいろいろなことを兼ね合わせて計算するんですけれども、予算上はとにかく拠出超過という形で、とりあえず組んでおります。これでまた27年度も医療費が伸びてくるようであれば、交付金がまた多くなる可能性もございますので、ちょっとその辺は不確定なんです。

ほかの自治体でも、泉大津さんも同じように交付金、泉大津と同じようなうちは動きをしております。ほかは必ず小さいところがどうかとか、そんなのは余り関係ないです。やはりその年の医療費が伸びれば交付金のほうはその年の医療費で見ますので、交付金が多くなるというような傾向にありますので。ただ、大阪市さんは所得も少なく、被保険者数も多くて、医療費が高いということですかね。その傾向でいつも交付金が多い状態にはなっております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

1円から保険財政が共有化されたら、大阪市など大きなところ、医療費が高いところは得をすると、以前もちょっと申し上げたことがあるんです。都道府県化されたら大阪市は得すると。大阪府が試算した分を使って資料をつくられたところのを見たらそうなると。やはりそういうことが今回、この27年度予算でも言えると。だから大阪市のために1円化して、何か都道府県化しているみたいなね。そんな感じに見受けられます。

医療費が伸びれば、伸びた分だけ交付金がふえて、拠出金はちょっとタイムラグがあるんですかね。何かその年やなくて翌年か翌々年か、ちょっとそのあたりわかりませんが、その年の精算ではなく、ずれがあるということで、長い年度で何年かで見るとそのあたりはちゃんとされるということになるんですかね。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

そういうことになってまいります。

委員（是枝綾子君）

そうですか。はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

しかし、会計は単年度、その1年1年なので、こういう出方がするという事ですので、医療費が伸びれば保険給付が伸びて、保険料にも影響する部分もやっぱりあるということなので、できるだけ抑えたいというのはわかりますが、医療費が伸びればいいことも悪いことも、いろいろ相殺されるとちょっとね、赤字がふえる部分が忠岡の場合はあるということですね。保険料に全部かぶせられないということですね。わかりました。1円共同事業化は余り忠岡にとってはちょっとよくないなと思います。

その関連で、都道府県単位化が、大阪府は29年度を目指していたけど、30年からですかね。平成で言うと30年度からされるということで、この流れで30年度からいくのに、どのような形で、保険料も統一ということはまずちょっと、どういう動きになっているのかを、保険料までも一緒にされるのか、またその動きをちょっと教えていただきたいんですけれども。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

今のところまだ詳しく決まって。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

これまで、橋下大阪市長さんが知事の時からこの話でぐっと進んだときには、忠岡町は何か保険料が下がるというふうなことを聞きましたけれども、いやいや、全体に繰入金などが、各市町村単位で頑張っているところとかが入れなくなるから、よその市民も入ったところに全然関係のない市が入れるはずがないということで、だから繰入金が入らなくなるよと、保険料を引き下げたら。だから全体にやっぱり上がるんだよということを私ちょっと指摘させていただいたんですけれども、そのあたりの部分だけ見ても、繰入

金はあるんでしょうかね、都道府県単位化になったら。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

一応、今どこの国保にもたくさんのお繰り入れが入っているということで、それをしなくていいように都道府県するということになっていきますので、お繰り入れはしなくなるようになると思います。そのために基金を積んで対応をするような予定になっているようでございます。

保険料につきましては、一応モデルの標準というんですか、そういうのが提示されて、それに合わせられるところがあれば合わせていただくのが原則だけれども、絶対ではないというような形で、市町村でそれぞれ、その特性に応じて設定してもいいというような方向にするようなことになっているようです。まだはっきりとは決まってないですけど、何かそんなふうなことを聞いております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

市町村で多分同じ統一の保険料は、30年度でも取るとなるとかなり議論が要するというのと、大きな変化になってしまうということで、一般会計からお繰り入れが基本的にしないために都道府県、こういった市町村はされるということなので、国は別の意味で、医療費抑制というんでしょうか、計画を持たせて、下げるために都道府県化されるんですけども、そうすると保険料が30年度から下がるという可能性は低いというふうに言えると思うんですけど、市町村ごとに設定と、モデルの金額があって設定するけれども、そしたら安いほうがいいに決まっているから安くとなると、不公平感がやっぱりそれぞれの、1つの都道府県単位化、会計が一緒になってるのに集める保険料が多い少ないがあれば、やはり使っている医療費によってというふうな形になるんですかね。まあ、忠岡の場合は上がるんですか下がるんですかというふうにお聞きすると、今のところどうなんでしょう。そういう、今大阪府が提示をしているような方法でいけば。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

ちょっと今その算定は難しいです。ただ、今府内で上から13番目というところ辺にありますが、200万の4人世帯のモデル世帯という分が、それを考えると下がるのではないのかなと思われませんが、ちょっとわかりません。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

よそが繰り入れをしないということで、いや、し続けることはありませんものね。しないとなると、忠岡は余りしてないから、一般会計から繰り入れを余りしてないから13位という高いところなんです。もっと頑張ってるところはもっと下に下がっていると、保険料ね。ということになるので、だから忠岡町が下がるという保証はなく、忠岡町よりも高いところで基準が設定される場合もあり得るわけですよ。だから、下がるという根拠はやっぱりあるというふうにはちょっと私は思えないんですけど、繰り入れを全部やめてしまうわけですね。何十億って府下で入れてる分が。ということで。大阪市もかなり入れているんですよ。入れているんですけど、それでもやっぱり高いわけなんでね。それが、大阪市がどっと入れなくなったらやっぱりね。入れてくれるんやったら忠岡もそこに乗かっていって安くなるというんですけど、ちょっとそれはあり得ないかなと。わかりました。

委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そういうものだということで、下がるという確証は安易にはちょっと言えないという段階にあると。ということでわかりました。すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

この27年度の国保で新しく、特徴としての1つが、税と社会保障の番号制の部分が、ここもそうですね。関係する部署ということですね。これって、いつから稼働するんですか、国保に関しては。このシステム改修委託料出ていますけど。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

国保に関してというより、全体みな同じでございますので、10月に付番の通知がされて、28年1月からカードが交付されるという流れでございます。

委員（是枝綾子君）

で、すみません、稼働というのか、それがスタートするのが10月で、カードが、番号が配られて。

保険課長（東 祥子君）

番号が配られるのが10月で。

委員（是枝綾子君）

10月からで、それで。

保険課長（東 祥子君）

実施が28年の1月。

委員（是枝綾子君）

28年1月。だから27年度予算。すみません、委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

27年度予算中にはそれが、システムが稼働するということですね。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

その影響というのは、忠岡町ではなく、保険加入者ですね、保険料を滞納している世帯とかにはどのようにこれが出てくるかというのは、今の段階でわかるでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

今の段階ではちょっとわかりません。

委員（是枝綾子君）

わかりませんか。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

税と国保料との滞納というところの方々には、これが何かちょっとペナルティー的に働くのではないかという心配がありますので、そのあたりは今の段階ではちょっとわからないということで。これ、システムの中身をちょっと、すみません、委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

システムの中身については、これはただ、この人が、どういうシステムですか。すみません。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

国保の部分に関しましては、この方が国民健康保険の加入者である、保険者番号と被保険者証の番号がここに、統一番号制度の番号と一緒に関係されるというんですか、そのことだけで。

委員（是枝綾子君）

だけですかね。わかりました。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

きのうもちょっと歳入のところとか、歳出の総務のところでも聞いたんですが、今の段階ではその加入者である、その国保の番号も行くわけですかね。番号、番号もいくわけですね。それだけですかね。加入者やから、入っている家族と。所得とかはそれは税務のほうで出ますので。これって、すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

これは、住民とか加入者にとってどんなメリットがあるんでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

メリット、国保の分に関しましては、そのカード1つで保険証の機能もつけようという

ことで国は進めているようですので、そのカードでこの人が国保の資格があつて、保険証として使えることになる可能性があると思いますので、そうなる別には別に保険証を持たなくてもそのカードでほかのこともできるし、保険証としても使えるということであれば、その分、それは便利になるのかなと思われまふ。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

これね、便利になるということですが、28年の1月から本証というかね。多分10月の紙のカードだけで皆さんに来て、で、カードが欲しい人は窓口に、役所に来てつくってもらふと。ICチップとかいろいろ入つてると思ふんですけれども、それが1月からスタートするんですね。そうですね。で、どんなものかというのはまだ忠岡の国保の係のほうには何も出てきていないということで、でも入札もして、カードをどこに何する、どんなシステムにするというのが、カード代も全部、費用も全部国が持つてくれるんですね。本当に。保険料にかかつてくるんでね。ここでね。ここで歳出のほうが多ければ、それで赤字になるということで、保険料値上げということにまさかつながらないだろうなと。

保険課長（東 祥子君）

それはつながらないです。

委員（是枝綾子君）

そうですね。わかりました。そしたらこれ、28年の1月からそういうカードが発行されるということで、データが入つている。多分保険証のかわりだということで、多分医療機関にもそれを何か読み取る機械とかが置かれてるか。その中にいろいろなデータが入つていくということで、パソコンで多分しはると思ふんで、病歴とかどういふ病名とかの、そういったものも入つていくというふうになつていくと思ふんです。それがデータが流出するということ、そういった可能性とか。

あと、もう既に財界とか、そういったところは、国もですけども、そういう企業にどんどんそのデータを、情報を活用してもらふと。実際にこのカードが国保だけで発行するカードでなくて、多分忠岡町の役所で1枚ということで、その方に1枚だけね。国保が発行するんじゃないなくて、1枚その方がということになるので、会社勤めの方は会社にそれを、年金の番号から全部入つたものなので、会社にそれを出すから全部情報が会社にも行くし、生命保険会社とか、あと株とかいろいろ、何でもいろいろ、そういういろいろな会社にもその番号の提出を求められる、その番号で全部いくと、何でもということ、書いてあるのを読んだらそう書いてあるんで。そしたらその番号からというか、入り込んで、だから自分の番号がかなり出回つていくということで、職員の皆さんの番号だつて、生活している上でいろんなところに出回つていくということで、ちょっと危険性があるということで大変心配だなということで、保険としてはそういう保険証機能もそこにつけるということなんで

すね。そういうことなんですね。

委員長（河野隆子君）

すみません。ここでお諮りしたいと思います。

本日の会議時間について、議事の都合により、あらかじめこれを延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野隆子君）

異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

一応、保険証の機能は入るということにはなっております。ただ、そのレセプト情報です。病歴ですとかその辺のことは今のところは入らないということに、そこまですると個人情報のこともございますので、そこまで入らないというふうには聞いておるんですけども。

委員（是枝綾子君）

わかりました。余り長くしてもあれなんで、保険証機能がつくということで、最初はそうだけでも、だんだん拡大されていく可能性もあると。もう既にそういう検討がされているので、政府のほうでね、ちょっと大変危険なことだなということはわかりました。

以上です。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ございませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子君）

保険料の減免制度の拡充とか、あと、窓口での医療費の一部負担の軽減ですね。それについてですが、新年度はそれについての拡充ということは考えていらっしゃるのでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

今のところ拡充については考えておりません。できるだけ多くの方にこの制度があるということを周知させていただいて、利用できる方には進んでご利用していただくような形

で進めたいと思っております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

忠岡町は、所得が前年度に比べて4分の3以下に激減された方については、所得割については前年度の所得によって軽減をしてくれるという、そういう制度を持っていらっしゃるんですが、滞納されている方にはそれが適用されないのでしょうか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

滞納されている方でも、その分は適用はさせていただいておりますので、所得が差があれば減免は対応させていただいております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

収入が激減するというのが、やはり4分の3以下に減るというのが、3カ月ぐらい収入がなくなったという状態にならないと申請ができないというふうに大体言われておりますので、その3カ月分、もう払えないということで3カ月滞納したら、あっ、滞納したらもうあかんのかなと思われる方もおるんですが、わかりました。滞納があっても、そういう対象の方には軽減がされるということで、わかりました。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ありませんか。

松井委員。

委員（松井秀次君）

1つだけ、これは聞きたいと思っておりました。健康診断をいっぱいさせていただいて、やらない私が悪いんやと思いますけどね。70歳になって肺炎球菌ワクチン、この3月にかかりました。これが忠岡の中だけ、がん検診、これも忠岡の中だけ。たまたま2回がんが見つかりました。もう東さん知っているとおりの、2回手術をやりました。これは大変ありがたいなと思っております。その中で、なぜ忠岡だけでそんな、特定健診でほんまに自分

の病気が見つかるのかなと思います。そしたら、私はたまたま泉大津で見つけていただきました。この制度をね、この国民健康保険が大阪府に統合するというんでしたら、どこでも健康診断を受けられるようにはなりませんか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

30年度に広域化となればどこの医療機関でも受けていただいても。

健康福祉部長（萬野義則君）

はい。

委員長（河野隆子君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野義則君）

当然、今おっしゃることなんですけどね、特定健診にしましても集団健診でやっておるんですけども、今言われているのは忠岡町内の医師会の管轄やと思います。泉大津医師会にお願いしてやっているわけですけども、泉大津医師会にしたかて、泉大津市が泉大津市の住民を診ると。忠岡の医者が忠岡の住民を診れということで、お隣の岸和田の医師会にも申し入れしてるんですけども、岸和田市は岸和田でやるということで断られております。再三お願いに行ってるんですけども、そういうような状況がございますので、今課長がおっしゃったように広域になりますとまた条件が変わってくるのかなと思うんですけども、今のところはそういうような状況であります。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

部長ね、私は今市大に通っております。府市統合で二重行政をなくすばかたれが、いろんなことを言うてやっております。これ、府市統合をやって、あの病院が1つになる。これはできない。今萬野部長が言うておったことはできない。はっきりと医者から聞いております。これは各市町村がそれぞれの団体で、広域でやってくださいという話ですのでね。まあ、忠岡町の中でがん検診で助かった人もたくさんおります。それでも、たまたまよその病院で見つけていただいて、助かる人もおります。同じこういう舞台の上の健診はやっぱりできるだけ努力していただいて、どこでも受けられる。これはひとつお願いしておきます。これは私だけと違います。これで終わります。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

保険課長（東 祥子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

先ほどおっしゃられていた高齢者肺炎球菌の分なんですけれども、この分については新年度から泉大津さんのほうでも希望すれば受けていただけるというふうに、一応する予定にしておりますので、ほかもし、どなたかおられましたら。

委員（松井秀次君）

終わります。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子君）

次に、議案第17号「平成27年度忠岡町介護保険特別会計予算について」、203ページから238ページまでの審査を行います。「介護保険会計予算資料」について、担当課の説明を求めます。

（泉元いきがい支援課長：説明）

委員長（河野隆子君）

説明は、以上のとおりです。

203ページから238ページまでの、ご質疑をお受けいたします。

委員（松井秀次君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

きょうここに来る前に、ちょっとよその人に聞かれました。「介護保険は一切使ってません。それに体が悪いから病院に通院しています。介護保険を使うのが安く済むのか、国民健康保険を使うのが安く済むのか、どっちやねん。教えてくれ」と言われました。「ようわかりません。またきょう予算委員会があるさかい、聞いて返答するわ」、そんな言う

て帰ってきました。どちらが安く済むんですか。医者に通って国民健康保険で行って1割負担、そうか、介護の認定を受けてサービスを受けるほうが、どちらが安く済みますか。
いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

介護と医療は、すみませんけども、一緒にはならないものなので、医療を受けはる方は医療保険になりますし、介護の必要な方は介護保険を使っていただくという形になります。通院に関しましては、要介護1以上でしたら通院等乗降介助という介護タクシーが使える形になります。ですので、行く手段と考えていただいたらいいんですけれども。

委員（松井秀次君）

もう一遍。そうでなく、どちらが個人の負担が安くつきますか。それだけ。開業医の病院に行って診ていただいて、今は介護保険を使わんと頑張ってる。本来は介護申請したらかなり3以上にいくというふうに思っております。夫婦で住んでおります。今83～84。介護保険を使ってない。まあ掛けるばかり。どっちが安いねん。素朴な疑問です。担当者のほうから、それはもうそのまま加藤さんにかかっているほうが安いでと、ちょっと教えてください。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

介護保険のほうは、介護が必要な方が使っていただいたらいいと思いますので。

委員（松井秀次君）

いや、受けたら認定はおります。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

現状、その認定を受けて介護を使うとなると、介護負担のほうも出てきますので、今その現状で医療機関に行って済んでるのであれば、そのまま医療機関に行ってくださいほうが、個人の支出は少ないと思います。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

そうしますと、年寄りが年寄りを見て、非常に難しい問題があります。奥さんが介護認定を受けらずに病院に行って頑張っている。旦那さんは84歳。ほんまによぼよぼです。これ、年寄りが年寄りを見ながら、お金の計算して、どっちが得やと。よう答えられんと思います、私はね。そやからどっちが得ですか。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

どちらが得ということではないんです。

委員（松井秀次君）

その家庭に置きかえて。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

介護が必要になったときには介護保険を使っていただけたらいいと思いますし、現状それであれば、現状医療で済んでいるのであれば医療保険のままのほうが。

委員（松井秀次君）

国保のほうが得ですか。医療のほうが得。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

いや、医療と介護はあくまでも別物でございますので、介護が必要になったときには介護負担が出てきますので、医療で済んでるのであればそのまま医療の保険で使っていただければと思います。

委員（松井秀次君）

それは、ここでの話はわかります。84歳と82歳が、ここでの話のように介護のほうがかかると、自分の出すお金のことばかりです。そしたら介護が必要やったら介護を受けてくださいよと。医療が必要やったらそのまま加藤さんに行っておいてくださいと。加藤さんへ行ったら1割、介護保険を使ったら何ぼになるねん。素朴な質問です。だから別に、「いや、こっちはこっちやで。こっちのほうが安いで」と、教えてください。

委員（河野隆子君）

すみません、松井委員。ちょっと個々のケースなので、やっぱり泉元課長もおっしゃっていますように、医療と介護は別なので、どっちが得というのはちょっと答えられないと思うんです。なので、それはもう直接、予算委員会のあとに直接聞いていただきたいと思いますので、すみません。

委員（松井秀次君）

わかりました。介護保険に聞きます。

委員長（河野隆子君）

介護保険に聞いてください。

他に、ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

介護保険は質問の箇所は少ないので、まとめて申し上げます。

委員長（河野隆子君）

どうぞ。

委員（是枝綾子君）

まず、1つ目が歳入ですけど、保険料が、3月の2日の本会議で保険料が改定される条例案が可決されました。保険料は何%の引き上げになりますか。パーセントでお答えいただきたいというのが1点と。

あと、今回、制度が4月1日から大きく変わります。介護報酬の引き下げという部分は、今回は住民の立場からということでお聞きするので、それはちょっと省きまして、制度改正の部分の影響が出ている箇所、例えばこの1年目は、要支援の方はそのまま、給付が、介護予防サービスが受けられるので、そのままの予算で組まれているかと思いますが、入所ですね。入所する方は、要介護1と2の方は、基本的には特別なケースを除いて入所できないということで、その点ではここの中ではどういう影響で出ているのか。

あと低所得の方、預貯金が一定あれば、補足給付ですね、受けられていたのが受けられなくなるということで、その影響見込みはここではどういうふうに出ているのかという点ですね。大きな制度の変更はそのあたりでしたかね。直接、大きな変わった点ですね。

以上ですが。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

まず、保険料の基準額ですけれども、第5期が5,098円で、第6期は5,283円。率で言いますと3.6%の増になります。

あと、施設サービスの見直しで、要介護3以上の方が特別養護老人ホームに入所となったんですけれども、これによる影響は特にございません。

あと、特定施設入所者生活介護、要はその食事、居住費の分ですけれども、これも国のほうからワークシートが示されておりまして、その率で計算しております。影響額につ

きましては、特定入所者の分については約500万円ほどの影響額が出ております。ですので、給付費が500万ほど減るという形になっています。

あと、所得のある方については、また2割負担とかそういう面があるんですけども、そういう一定以上の所得のある方についての影響額は、約1,000万ほど見込んでおります。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

わかりました。今びっくりしたのは、一定所得のある方は4月から2割負担なんですね。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

4月からじゃなくて。

委員（是枝綾子君）

何月からでしょう。予算上はちょっとその辺はあらわれないですよ。直接徴収しないから。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

そうですね。

委員（是枝綾子君）

1,000万、1年間ですね。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

27年8月1日施行となっておりますので、新しく保険料段階というんですか、所得が確定してからになります。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

8月1日から2割負担の方の分が1,000万円影響が出てくるということで、そしたら12カ月でするともっとということになりますね。見込み的にはね。ということですよ。

ね。8月からやから、4、5、6、7の4カ月分が少なくて、8カ月分で1,000万円の負担増ということが影響が出ると。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

すみません。委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

ちょっと見ているところを間違いました。すみません。特定入所者の分につきましては、27年度は230万円ほどです。2割負担については約580万円ほどになります。

委員（是枝綾子君）

580万、多いですね。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

2割負担の影響額が8月1日からの、1年の3分の2の分で580万と、その1年間やからもう少しと。3分の1がプラスされるということの額だと。

あと、特定入所者介護サービス費、確かに減っていますね。そうですね。これは食費とか居住費ですかね。その負担が上がるということの分が、それは500万ですかね。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

すみません。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

それも補足給付ですので、27年度は230万円ほどになります。通年でいきますと、28年度で言いますと400万円ほど。

委員（是枝綾子君）

そうか。時期が違うので、28年度でいきますと400。すみません、年間通じると1年間で。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

400万円。

委員（是枝綾子君）

400万円程度ということで。この年度は230万円の負担が増になってしまうということですね。わかりました。大変な、保険料が上がるだけでなく、入所されている方とか、あと所得のある方の負担増があると。

あと、特別養護老人ホームに入所されている方で、追い出されるということはありません

んでしょうか。要介護1とか2の方が入っていらっしゃる方、いらっしゃいますかね。忠岡町の被保険者の方で。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

すみません、ちょっと今その辺の数字はつかんでおりませんが、現に入所している方で、認知症とかで入ってられると思いますので、そういう方についてはある一定程度、市町村が認めるものということで入所は可能でございます。

委員（是枝綾子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

現在そういった事情で、要介護3以下でも、入所されている方については、忠岡町は実情を認めて入所を許可していくという対応をされるということですね。平たく言えば。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

忠岡町だけじゃなくて、一応そういうルールになっております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

現在入所されている方についてはそのように対応されて、今現在、これから要介護3以上でないと入所申し込みそのものが基本的にはできないということですが、認知症等でどうしても入所が必要だという分については、忠岡町の判断というところの、医師の意見書やいろいろあると思いますけど、忠岡町の裁量で入所は認められるということで、そういう対応をされるということによろしいですか。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

そうですね。忠岡町としての意見書を提出して、それで施設さんが判断するという形になります。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

施設としては収入が少なくなるので、経営的には大変ちょっと厳しい。介護報酬が下がっている上に、要介護の2の方でしたら施設に入る分も少ないので、なかなか施設がうんとは言わないと思いますけれども、その点では必要のある方は、入所を希望されている場合は忠岡町もぜひそういった努力をしていただいて、お願いしたいと思います。

委員長（河野隆子君）

泉元課長、答弁。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

努力させていただきます。

委員（是枝綾子君）

あと、1点。

委員長（河野隆子君）

はい。

委員（是枝綾子君）

そしたら、あと1点。おととい一般質問で河野議員が地域包括ケアシステムですね。さらなる地域包括ケアシステム、忠岡町は推進していくということの、そのことをちょっと聞いたと思うんですけれども、予算上はその点で、ここがこういうふうに、そのために増額になりましたという点とか、ここが数字的には出ないけれども、こういった点で評価されますというのは、予算上はどういうふうにあられるのでしょうか。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

地域支援事業の予算の枠組みにつきましては、国のほうも発信するのが遅くて、2月の、ちょっといつかは忘れましたが、発信されております。その地域支援事業の予算の考え方ですね、それが出てきたのがちょっと遅いもので、予算上はそういうものは全部反映されているものではございません。あと、地域包括ケア会議であるとか、そういうのを

進めるに当たっては、ある程度、その会議を開催するに当たっての経費は見込んだつもりであるんですが、まだまだ十分ではないかもわからないですし、今後まだ予算の枠組みというんですか、補助の枠組みをちょっと勉強させていただいて、その中でどういうふうな支出が要るのか、また検討していきたいというところでございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員（是枝綾子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

まだよくわからないというお答えかと思いますが、町長が施政方針で「更なる地域包括ケアシステムを推進してまいります」と述べられているので、対象人数が大体こういった方で、いらっしゃって、こうなんだというふうなのが特にあるわけではないということですかね。今現在そういう方がいるから、退院するからとかおるから、ちょっとそういうのが必要なんだという差し迫った、この地域包括ケアシステムの拡充するという分は差し迫った課題ではないんですか、忠岡町は。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

最近、泉大津医師会とも医療と介護の連携というのがございまして、在宅の認知症の方でお困りになっている方につきましては、泉大津の医師会の先生と一緒に動いている事例がございます。そういった中で、地域ケア会議の中でそういう事例を報告しながら、またこういう認知症の方がおったら泉大津医師会のほうから医師も出向いて行って、そういう確認というんですか、そういう治療方法なりも本人さんまた家族さんらにも相談に乗って、あと包括も一緒になって今後在宅で支えていくというんですかね、そういう方向を検討していく場とも考えていますし、そういうこともしているということを情報発信の場でも、地域包括ケア会議ですか、それで活用したいと思っております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

差し迫ってこれをしないといかないということでもなく、これからそういったシステムをつくっていきますというふうな段階だというふうに思っていてよろしいですか。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

はい。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田長市君）

要支援1、2ですか、これはこれから自治体がサービスしていくわけですね。その部分と、今まで介護保険を使っていたサービスと、その辺は金額的にはどういうふうになるんですか。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

総合事業に移っていくわけなんですけれども、支援1の方で介護給付が必要な方、予防給付が必要な方については、そういう単価も設定されております。なおかつ、基準を緩和した事業でしていただく事業者があれば若干費用が安く済むんかなと思っております。その辺、その人の状況に応じてサービスの選択をしていくという形になっております。

委員（前田長市君）

はい。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田長市君）

ちょっとややこしいんですけど、今まで要支援1、2というのは介護保険を使って、1割負担ということですね。介護者の人ね。それが今後、自治体はそのサービスをするとなると、その支払いはどないなるの。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

基準を緩和したサービスを行う事業所につきましては、一定程度の自己負担というんですかを徴収するという形になっております。基本、1割負担と考えていただければいいと思います。

委員（前田長市君）

それは一緒なんですか。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

そうですね。事業所が行うサービスにつきましては、その単価設定は今の介護報酬を上回ることはないんですが、1割負担になります。ただ、そのあと残りですね、残りというたらあれですけども、ボランティアさんであるとか地域の自治体で、地域の方によるサービスが行えるのであれば、それは無償にするか有償にするかは、ちょっとまだどこの地域でも検討しているところだと思います。

委員（前田長市君）

これからやね。そしたらその価格の設定については決まってないということですか。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

そうですね。実際にその事業所さんが基準を緩和したサービスを行うかどうかはまだ全然読めてないところがございますし、事業所さんはまだそこまで考えてはないことやと思いますので、ちょっとまだ先が見えてないところがあるんですけども、国が示すペーパー上では、そういう基準を緩和したサービスは現行の報酬を上回らないこととなっていて、応分の1割負担を徴収するというのも可能であるという形になっている段階でございます。詳細はまだまだこれから先、詰めていくことになると思います。

委員（前田長市君）

そうですか。結構です。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

今の前田議員の質問にちょっと関連してですけれども、これも一般質問で河野議員がされた分で、要支援の1と2の方の、3年目から総合事業に順次移していくと、認定の期限が切れた方から移していくので、約半分の方が移っていくであろうという見込みで保険料が設定されているわけなんですけど、その緩和した基準で受けるということになりますと、当然その保険点数というの、保険点数っていうんでしょうかね、点数自体も下げられたもの、緩和した基準というのは資格者が資格があるないとか、あと人数の問題とかですので、当然事業所に入る分が低いということになりますと、その方々が移られて、今現在受けている分がそのままスライドした保険料の設定になっているんですね。それだけ、要支援の1と2の人が介護給付からこっちの総合事業のほうにね、地域支援事業のほうに移ると、その金額をそのままスライドされているというふうにちょっと、数字的にもありますので。しかし、そのままスライドということは同じ、緩和してないときの普通の給付の分の金額を組んで、それで今度こっちに同じ額を移しました、移りました、しかし、緩和した基準で安い分を実施しますよとなると、余ってくるということが起きてくるんじゃないかというのが、普通子供が考えてもわかるんですけれども、そうすると保険料、取り過ぎということが出てくるんじゃないかというふうに思うんですけれども。

3年目、ちょっとそういうことが、どれだけ下げられた分で実施されるのかが、同じ、水準は落としませんというんやったら同額で支払わないといけないけれども、そのあたりの実施の中身については、緩和した基準ではなくてそのままの、答えとしてはこの保険料を計算する算出上は、同じ点数で、そのままのスライドした金額で実施をするという計画で保険料は設定されているんじゃないですか。どうですかね。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

現在、総合事業に移行する年度におきましても、まあ言うたら丸々の保険給付というのがあるものとして見込んでおります。ですので、議員おっしゃられるように総合事業で基準を緩和したサービスで、単価設定を安くしたときには、保険料自体はその分、給付がないので、給付費が下がるという形になりますので、余ってくるという形になります。ただ、それもどれだけの事業者の参入があるかどうかは今見えてないところでございますので、現行、2年先のことでもありますので、全額を見込ませていただいたところです。

委員（是枝綾子君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そういう、ちょっと矛盾したことが起こってくると。水準は下げませんと言って組んでいるんだけど、実際には2年たって、3年目から緩和した基準で、似たようなサービスしてますよと言って、そしたらこっちの予算が余ってくるということで、保険料を取り過ぎたということになってくるという。だから、水準は落とさないでそのまま予算を組んでいっちゃうんでしたら、同じような、単価設定がどうであろうと、やはりその方にはきちんとした、今までどおりのサービスが受けられるように保障していただくというのが保険設定の考え方じゃないですかね。だったら、そういう答弁で同じ予算をきちっと組んでいますと。だから緩和したとか云々じゃなく、今までどおりの専門的なサービスがきちっと受けられるような保険料の設定ですという説明をしないとおかしいですよ。じゃないですかね。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

泉元課長。

いきがい支援課長（泉元喜則君）

2年後のことですので、なかなか読めないところはございます。実際に基準を緩和したサービスができるのであれば、当然給付費が下がりますので、保険料については基金が積めるのかもわかりません。そのときには次期計画の軽減材料としていきたいところがございますので、一応そういう、介護保険は3年を1期とする計画に基づいて行いますので、もし余剰金が出れば次の計画には軽減材料として、保険料の軽減に努めていきたいと思っております。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

いつもやけどね、余ったら次のときの引き下げにというんですけれども、保険料の設定は、まあ言ったら生命保険でいえばこういうことをしますよということで、それで保険料を集めてるけど、そのとおりに保険給付しなかったら、普通の生命保険やったら絶対加入者、怒りますね。「そういう設定したのに、違うやんか、約束と」ということになるので、やっぱりそういう設定をされている保険料であれば、残して次にでなく、やはり集めたその方々にこうしますと公約しているわけですから、公約、公に約束をした中身の保険料の考え方としてやっているの、そのとおりにしますというふうにするのが今の段階での答弁ではないかなというふうに思いますが、萬野部長さん、どうでしょう。

健康福祉部長（萬野義則君）

おっしゃるとおりであります。

委員（是枝綾子君）

考え方としてね。

健康福祉部長（萬野義則君）

はい。今ご指摘のように、我々もそういう気持ちでこの予算を提案させていただいていますので。しかし、今課長が申しましたように、2年、3年後のことも考えてのこの見積りでありますので、基本としましては今おっしゃるとおりなんですけども、先を見据えるところちょっと計算が違う部分もございますので。気持ちは今おっしゃったとおりでございます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そういう気持ちを持っていただいて、専門的な介護サービスが引き続き受けられるようにとさせていただきたいと思います。これはこの1年目の予算の審査ですので、3年先の29年度の話は今ちょっとしましたけれども、それも見込んでのこの保険料設定ということですので。今回の1年目の。それはぜひ守っていただきたいなというふうに思います。

というのと、あともう1点だけ。

委員長（河野隆子君）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子君）

町長にお聞きいたします。介護保険料、今回185円かな、基準額の方で185円の引き上げになります。これは国が1号被保険者の負担割合を上げたということが一番大きな要因であるということもはっきりしています。これ以上の負担増というのは本当に耐えがたいということで、ほかの方々からもやっぱり保険料は高いと聞いているという話もありまして、一般会計から保険料を繰り入れても、保険料引き下げのために繰り入れてもいいという、そういう法の改正もあったかと思うんですけど、もともと最初の当初、導入当時から一般会計からの繰り入れというのは別に、法定外の部分で別にしてもいいということでスタートした制度ですので、町長、少しでも介護保険料、この185円の値上げを抑えるというために一般会計からの繰り入れもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（和田吉衛君）

大分検討しているんです。整合性を持って負担感のないようにね。これは精いっぱいなんですけど、繰り入れの点についてはちょっと本町、財政脆弱ですので、同じ答えばかりになって悪いんですけども、ちょっと今のところよう決断してないんです。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

1年目、この当初予算では入れられないかもしれないけれども、財政、大変だとは思いますが、高齢者の生活も大変ですので、年度の途中、2年目、3年目の段階でもいつでも一般会計から入れられますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子君）

次に、議案第18号「平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について」241ページから250ページまでの審査を行います。「後期高齢者医療会計予算資料」について、担当課の説明を求めます。

（東保険課長：説明）

委員長（河野隆子君）

説明は、以上のとおりです。

241ページから250ページまでの、ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

この年度は昨年と、2年間同じ保険料ですので、大きな変化はないと思います。ですが、そこでちょっと、歳入のところで滞納繰越分とかも入っておりますので、後期高齢者で滞納されている方は、人数で言えば出ますかね。滞納ということで。あと、その方々には保険証は交付されていらっしゃるでしょうか。その点。

委員長（河野隆子君）

課長、お時間かかりますか。

保険課長（東 祥子君）

ちょっとお待ちいただきます。すみません、お待たせしました。

委員長（河野隆子君）

東課長。

保険課長（東 祥子君）

現在、平成27年度2月末で滞納額が305万5,000円、人数はちょっと出ておりませんが、件数としまして30件。この中には居所不明者の方2名を含みます。保険証につきましては、短期の保険証のほうが交付されております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

滞納額を聞いてちょっとびっくりしたんですけれども、大体年金から引き落としがされる。または、後期高齢者の方は、所得の低い方はかなり軽減が、9割軽減とか、8.5割軽減もあるのかな、それとか、社保の扶養家族から移られた方はかなり、10分の1の保険料にされているということ。ですが、ちょっと30件の意味合いが、1カ月滞納して1件というカウントなんですかね。それとも、ちょっと件数がわかりませんが、何人の方というのが出ればいいんですが、でなければいいんですが、保険証を短期の保険証や、あと資格証明書というのも発行されたりとかしていますかね。それはいいですか。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

今のところ資格証明書のほうは発行しておりません。対象人数も8名ぐらいに。短期保険証が8件出ておりますので、対象者は8名ということになります。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

高齢者、もう75歳を超えている高齢者の方に、滞納があるからといって短期保険証というのは非常に気の毒な話であろうなというふうに思いますので、短期保険証でなく正規の保険証を発行してあげて、徴収は徴収でその方のところとよく話しして徴収していただきたいというふうに思います。それは要望しておきます。

それと、もう1個だけ。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

この年度は2年間同じ保険料ですので、保険料は変わりませんが、次の保険料、この年度中に国が今示されているのが、軽減をやめてしまうか、かなり軽減率を下げってしまうということで、大変な改悪が行われようとしておりますが、そのあたりの状況についてはどのように次年度からなることが決まっているのかなという、そのあたりちょっと情報として教えていただきたいんですが。

保険課長（東 祥子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

東保険課長。

保険課長（東 祥子君）

一応9割軽減されていた方の分は徐々に9割軽減を上げていくというようなこと、社会保険の社保の扶養から後期に移られた方の分については保険料軽減を除いていくというような方向のことは決まっておると思います。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

気の毒に、社会保険の扶養家族であれば保険料を払わなくて済んで、何か「保険料の負担、そんなに要らないよ」と言うて、無理やり強制的に抜いておいて、あと9割軽減がだんだん、「大丈夫だよ」と言っていたのに、それが軽減が余りなくなっていくというのは本当に、国のことなので、東課長に言うてもあれなんですけど、国はひどいなというふうに思うのと。そしてこれを言うていくところが広域連合ということなので、忠岡町に、窓口に言ってもいいけれども、決めるのは広域連合で、その保険料もですね。決めるのは保険料ということで、広域連合というのは本当に住民の声が届かなくなる、決められなくなる、広域連合で決めてしまうということなので、大変ひどい制度だなというふうに感じますので、それだけ一言だけ申し上げておきます。課長が悪いわけでないのですね。それは制度として、そういう広域ということとは保険に関しては余りよくないということで申し上げておきます。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子君）

次に、議案第19号「平成27年度忠岡町下水道事業特別会計予算について」253ページから282ページまでの審査を行います。「下水道会計予算資料」について、担当課の説明を求めます。

（米井下水道課長：説明）

委員長（河野隆子君）

説明は、以上のとおりです。

253ページから282ページまでの、ご質疑をお受けいたします。

松井委員。

委員（松井秀次君）

265ページ、湾岸北部の負担金について、昨年とこの負担金の額はどれぐらい変わっていますか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

南大阪湾岸北部流域下水道負担金でございますけれど、昨年、26年度が5,200万円、27年度が5,600万円で、400万円の増になっております。

委員（松井秀次君）

その要因は。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

今回は電力、燃料費の上昇、これが一番の要因になっております。あと、運転管理業務費の労務費のアップ、それと補修費のアップという形で報告を受けております。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

電力のアップはわかります。水量のアップはあるんですか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

処理水量の見込みでございますけれど、流域下水道全体では約4.5%ほど減の予想となっております。

委員（松井秀次君）

いやいや。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

全体の話と違います。忠岡町の流域に流している水量はアップしていますか。

下水道課長（米井克彦君）

申しわけございません。忠岡全体の水量のアップは、全体でほぼ横並び、新規の排水設備、水洗化を約70件ほど見込んでおりますので、その分の水量が26年度よりもアップするという形で見ております。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

ここに支払いする水量が、くみ取りがなくなって、下水が何%になるんですか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

委員（松井秀次君）

今96.何ぼで何件水洗化される。ここから計算したら、逆算したら出てくるんですよ。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

現在、水洗化可能の世帯数が7,352世帯ございまして、この26年度末で水洗化済みの世帯数が6,263件程度を見込んでおります。その水洗化率は、1年前の時点で84.3%が85.2%ぐらいに伸びる予定でございます。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

下水の事業をことしはこの赤い線のところをやりますよと申すていただいております。これは国費のつくところであろうと思います。国費のつかない細い道、5軒も家がない、そういうところは未来永劫にもう下水は来ないという感じでやっております。この赤いところで今言うた部分がふえるんですか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

今お示しの地図の赤い箇所の部分につきましては、全て国費の対象区間でございますので、整備料を見込んでおります。

委員（松井秀次君）

はい。

委員（松井秀次君）

松井委員。

委員長（河野隆子君）

見込んでおります結果は何件ですか。国費対象は5件以上ですよ。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

今お示しの地図の部分ですけれど、一般の家屋が2軒と、ハイツが1件ございます。世帯数ではハイツのほうがちょっと実質的な件数がかめないんですけれど、8件から10件程度の世帯数が増になるものというふうに考えております。

委員（松井秀次君）

はい。

下水道課長（米井克彦君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

この面が整備されますと、もう北出の高架の下からずうっと下まで下がつて、南海線の踏切まで雨水幹線も通るんですか。部分的にこの部分だけやる、そういう計画で7件。7件が85.2%と84%、こんなん上がりませんよ。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

まず、今お示し。

委員（松井秀次君）

いやいや、そなん指摘してるんと違うねん。このお金が、湾岸に払うお金が上がってきけると。そしたら向こうの労務賃、電気代、その部分は次、公共下水をしていただいて、くみ取り、衛生のところでいろんな話も出ました。その部分が減ってくる。全部つながった話です。だから下水は下水で、こうですああですと言われても、ここにいてるみんなが同じことを聞いているわけです。そやから、この面整備をされて、85.2%がなりますよと。この間、面整備は90何%までいってる。そんな報告はありませんでしたか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

すみません、言葉が足りませんでした。85.2%は整備されたうちの水洗化率でございます。整備率としましては96.7%でございますので、この区域、27年度予定の区域では0.1%上がるかどうか、96.7が96.8程度という、その分が水洗化の区域になります。

委員（松井秀次君）

この赤い線を入れまして、面整備された96.7が96.何ぼ。

下水道課長（米井克彦君）

8。もうコンマ1%上がるかどうかというところです。

委員（松井秀次君）

コンマ1。そうしますと、負担金は上がるね。あっちへ払っている負担金。それで、面整備の水の水量がふえているかといったら、ふえてません。

下水道課長（米井克彦君）

はい、ほぼ横並び。

委員（松井秀次君）

横並びでしょう。忠岡にある企業が、町がみんなで誘致しようとして頑張って、「企業、来てくださいよ」と頑張った場合に、この下水の負担金はどないされるつもりですか。100%いただきますか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

今の議員お話の、もし誘致なり何なりで企業さんが来ていただけるということであれば、今のままであれば基本的には単純に料金、使用料については普通どおりいただくというふうになるわけですが、その辺はまた何らかの形を考えていく必要があるかとは思っております。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

最後に締めくくりに、この流域の負担金は忠岡町にとっては大変なもの、もっと努力して、地先にあるということを思い出して、地先の軽減がされてると思っておりますか。部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

そのあたりにつきましては、水みらいセンターですかね、処理しているところと負担金について申し入れというんですか、ちょっとまた話し合いを行っていきたく思います。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

これ、部長、私があそこにおいて、広域でやる、その部分は忠岡町の部分を埋め立てる。そやから、地先の分はこれだけ減額しますよという約束でずうっと今日まで来ておりました。それが、府が南部、北部というふうに統合されました。もう各市町村は誰もおりません。全部府でしょう、今。何ら忠岡町の意向が反映されていますか。部長が組合会議に行って、「うちの負担金はもっと安いと違うんか」と言うた覚えありますか。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

そのようなことについては、今現在ございません。

委員（松井秀次君）

はい。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

部長ね、もう20年、30年前、会議録見てください。忠岡町の埋め立て、地先を埋め立てする、そのかわりに負担金はこれだけ下げる。これを大阪府に守らせてくださいよ。部長が言える立場で協議会があるのと違いますか。どうですか。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

今後につきましてはそういう協議会の中で、本町にとっての負担金をできるだけ抑えていただくよう。

委員（松井秀次君）

いやいや、もう藤田部長、できるだけ抑えていただくんではなしに、きちんとした文書で取り交わしておりますから、堂々とやってください。それでないとグラウンドが、今忠岡町が管理させていただいて使わせていただいています。その奥の二次処理用地がもう稼働しています。本来あの二次処理用地まで忠岡町が使う約束になっておったはずです。それが、二次処理用地まで処理場が来ている。もっとまけてもらわなあかん。もっと頑張ってください、と思います。一遍、長い埋め立ての歴史から見ていただいて、そういう文書があるということは私が証明します。頑張ってください。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

そのあたりにつきましては今後努力してまいりたいと思います。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

委員（前田長市君）

はい。

委員長（河野隆子君）

前田長市委員。

委員（前田長市君）

新築の家の場合やったら、もうほとんど水洗化になっていくわけですが、既存の家で、どれぐらい水洗化というのは年にできてるものなんですか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

平成26年度、まだ途中でございますけれど、1月末、2月の頭ぐらいの時点で、全体で70件の水洗化がございました。そのうちの、くみ取りもしくは浄化槽からの改造というのが20件でございます。20件のうち、ちょうどくみ取りと浄化槽、10件ずつでございました。残り50件が新築でございます。

委員（前田長市君）

50件がね。はい。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田長市君）

そうしますと、既存の、まだ水洗化になってないお家はどのぐらいあるんですか、件数にしたら。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

1,019件の件数でございます。

委員（前田長市君）

はい。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田長市君）

そうしますと、この1,019件で、今後水洗化できるというんですか、可能性のある件数は大体どのぐらいで見込んでいるんですか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

担当課としましては、基本的には100%を目指したいということで、できるだけ個々に、整備できていないところは別としまして、もう既に整備済みのところで、なかなかつないでいただけないところとかは、順繰り調査というかお願いに回っておる次第ですので、その行動を続けていきたいなと思っております。

委員（前田長市君）

頑張ってください。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

委員（前田 弘君）

ちょっと。

委員長（河野隆子君）

前田弘委員。

委員（前田 弘君）

この忠岡と馬瀬と北出が、物井堰の維持管理の基金ですね。これ、何か大阪府と水利組合と話し合いした結果、大阪府と水利組合の話がつかなかったんで、大阪府と忠岡町が話をしたというように今聞いてるんですが、そのときの基金が二、三年前にまだ1,500万ぐらいあったんと違うかなというように思ってるんですけども、これを見たら190万ほどしか銭なくなってるんですけどね。これ、どないなってるんです。私は水利に関係ないんで別にかまへんことやけども、そやけど、やっぱり聞くべきことは聞いてやらんとね。これはたしか3,000万ぐらいあったんと違うんかなと思うんやけど、当初。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

今190万ほどという、これは27年度の支出の分でございます、26年度末でおおむね1,000万の残金がございます。

委員（前田 弘君）

そうか。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田 弘君）

これは要するに、昨年度、前年に使ったのが179万1,000円で、本年度に見込んでいるのが196万8,000円と、こういうことか。

下水道課長（米井克彦君）

はい、そうです。

委員（前田 弘君）

それで、基金はまだあるんやな。

下水道課長（米井克彦君）

はい、1,000万ほどございます。

委員（前田 弘君）

あるんか。その基金はどこに載ってるの。それ。1,000万ぐらい米井君はあると言ったったな。どこかにあるんやろ。

委員長（河野隆子君）

そうしましたら、後で調べていただいて、ご回答いただいて。

松井委員。

委員（松井秀次君）

町長、5件ぐらいがなければ国費がつかないという下水の取り決めがあります。そうしますと、あの神社のところから入っていきますと、中西、麻野、常然寺の裏ね。あそこはどないしても5件がないんです。それが「下水を引いてください。お願いします」「いや、何とか5件集めれ」と言うてやっても、家数が5件がない。こんなところがあっちにもこっちにも多分残って、この面整備が96ぐらい以上は進まないと思います。そのところの浄化槽を、補助を今出していただいていますね。改造するとき。

下水道課長（米井克彦君）

はい、改造として2万円の補助があります。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

町長、今聞いていただいたとおり、くみ取りから浄化槽に変えるの、わずか2万円。そしたら「うちはくみ取りをもうやめて、下水引いてくださいよ」と。同じ忠岡町の町内で住んでいるということになりますと、国費がつかないからだめやと。この返事がなかなか下水道課にしても、我々、選挙頼みますわって言って回っても、「同じようにせえよ」とよく言われます。そのあたり、町長ね、原課にまた指示を出していただいて、何とかなれへんかというふうに考えていただきたいと思います。

委員長（河野隆子君）

町長。

町長（和田吉衛君）

そうですね。今はうちは先ほどの地図の赤線が中心になっていますので、もうぼつぼつ微に入り細に入り、全面引いていかないかんと考えていますので。

委員（松井秀次君）

まあ、頼んでおきます。

委員長（河野隆子君）

他に、質疑ありませんか。

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

歳入のところですが、下水道の使用料、忠岡町はかなり下水道料金、府下でもちょっと高い方かなと。一覧を見ますと、順位がついてないのでわからないんですが、大体何番目ぐらいに高いほうでしょうかというのが1つと。いいですかね。

それとあと、先ほどから問題になっている水洗化率、水洗に接続していただくということの促進をね。「水洗化してください」とお願いには多分回っていらっしゃると思いますが、1軒1軒訪ねて。だけど、なかなか進まないという理由も把握されているかと思いますが、その進まない、接続できない理由の主なものというのはどんなことが理由なんでしょうか。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

まず、今の使用料のほうの順位でございますけれど、忠岡町、大阪府下で12位でございます。

委員（是枝綾子君）

12位、わかりました。

下水道課長（米井克彦君）

あと、水洗化がなかなか進まない、やっていただけないというのも聞いた中、アンケート等々取らしていただいた結果でございますけれど、一番の原因は、どうしても経済的に困難であるという部分、それとあと借地、借家が原因というか、どうしても借りているからという理由が2番目でございます。3番目に多いのが、現在浄化槽であるということで、イメージとしては水洗と何ら変わらないというイメージを持たれていまして、なかなかその分の切りかえが進まないという結果が出ております。

以上です。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

このアンケートを取られたのが最近、いつ取られたかがちょっとわからない。いつ取られたかという年度と、あとさまざまな理由、経済的困難ということに対して、それを下水道課として町として促進するために、これについての対策はどう考えていらっしゃるのかということと、借地借家の方の部分についても、やはり持ち主、地主さんやら家主さんに対しての働きかけというのはされていらっしゃるのかという点と、あと浄化槽のところ、汚水ますを入れていらっしゃるんですね。多分入れているから、「つないでください」と行くわけですから、汚水ますをつけるときにどのような、3年以内にとか1年以内にといろいろありますよね。下水道法、法律上は3年でしたかね。ちょっとそういう説明もされた上で汚水ますを入れる、入れない、接続する意思のない方には汚水ますを入れる必要はないですね。意思があって確認をされて、きちんとそういう契約で汚水ますを入れられたのかということも、ちょっとお聞きしたいんですけども。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

まず、今の汚水ますの設置につきましてですけど、基本的に公共下水道本管ですね、本管と整備をしていくときに、1件ずつ、ます調査という形で、どこにますをつけますかということをお調べさせていただいています。そのときにくみ取りやとか浄化槽やとかいうので、どの場所が便利がいいのかとかいうふうなことは調査しております。今まで、切りかえにどうしても公共ますが必要ですので、基本的にますが不要というのはまずほとんどの形ではございません。

委員（是枝綾子君）

すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

私も水洗でないところに借家で住んだことがあるんで、その手続のところはわかっているのですが、その際に3年以内、1年以内とかいろいろね。そういう接続するかどうかの意思は確認されたと思うんですけども、それはきちんとされているのか。意思がないところにも入れないといけないのか。それとも意思があるところに接続、汚水ますを入れていくのかという、その確認ですね。契約というんでしょうかね。それとあと、下水道法では何年以内にしてもらわんとあかんことになってますという説明をどれだけされたのかなというところを、以前の課長さんのときだと思うんですけども、その点はどういう、資料的に残っていらっしゃると思いますが、本人から「入れます」という誓約書みたいに何か取っているとか、何かないんでしょうかね。

下水道課長（米井克彦君）

「接続をします」というような誓約書の形はございません。工事するとき「できるだけ早く使ってくださいね」「つないでくださいね」という形と、あと、工事が終わってから3年以内という形での切りかえの法律があるんですよ。それで、もう流せますよというのは、工事が終わってから「もう使えますよ」というお知らせをさせていただいております。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

誓約書まで取る必要はないとは思いますが、工事をする際に、工事が終わってから「つないでくださいよ」というふうに言われても、「ええっ」とかいうこともあるので、先に本来は「3年以内ですよ」ということで、「法律上そうなってます」という話を先にしておくべきでなかったのかなと。別に過ぎているからといって罰則規定はないと思いますので、法律の説明について、その制度ね、これがきちんとされていなかった、徹底されてなかったということも、やはり水洗化率がおくれているということの原因の1つではないかと思しますので、これはもう仕方ないですので、お願いしてつなげていただくということでしかないと思います。

借地借家の方について家主さんのほうに、住まわれている方じゃなくて、そこに住んでいる方でなくて、持ち主の方のほうにアプローチというんですかね、お話ということはされていらっしゃるんでしょうか、そういったところは。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

現実的には住まわれている方にしか直接会えませんので、行っておりません。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

その家主さん、地主さんですね。どちらに言うのかわかりませんが、持ち主の方が本来するわけですね。住んでいる借家の方がするものでもないですね。水洗化工事というのは。

下水道課長（米井克彦君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

はい。

下水道課長（米井克彦君）

特に貸し主、借り主さんで、双方でお話しいただければ、別にどちらの方でやっていただくというのは構いません。

委員（是枝綾子君）

まあ、そうですけどね。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

1軒だけの戸建ての住宅を借りている方は、家主さんということ、どっちがするというお話ができるかと思いますが、長屋とかアパートなど、そういったところの借家というんですかね。そういうまとまってる。そこのところがかなりおくらっしゃるのかなと思ったんですが、そうでもないですか。アパートなのか。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

今ご指摘のありましたように、そういう集合住宅での部分がどうしてもおくらせております。

委員（是枝綾子君）

そうですね。はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

集合住宅のほうについては個人で1人だけちょっとできないと思いますので、これは家主さんがわかっているのであれば、「つないでくださいね」という働きかけはされたほうがいいのではないかと。するしないは家主さんのほうで、多分汚水ますを入れるときに家主さんが許可したんじゃないでしょうか。それは家主さんにとってないんですかね。

下水道課長（米井克彦君）

今言われたます調査の部分ですね。そこに地主さん、家屋の持ち主さんの認め印ですけど、押していただく欄がありますので、その部分から探していくという形はとれるかと思っておりますので、その点も今後あわせて働きかけのほうをやっていこうかなと思っております。

委員（是枝綾子君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

アプローチの方法をいろいろと検討していただいて、進むようにということでお願いしたいと思っております。

経済的困難ということについては、下水道課の助成金の引き上げもお願いしたいのと、あと住宅リフォーム助成制度というのを一昨日、高迫議員が質問をしておりましたけれども、そういう制度もこういうことに使えると、水洗化に使える。あと、介護とか障害者の住宅改修とか、そういった点でも使えるように。なかなかこれ認められないんです。水洗化はだめと。介護の20万円の住宅改修費というのはちょっと認めにくいんですけども、そのところも下水道の促進という立場から介護保険課とよく相談していただいて進めていくということも、1件でもそういったふうに進めていくようお願いしたいというふうに思いますが、介護保険課ともよく相談していただきたいと思っております。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

今議員仰せのことも含めまして、できる限り水洗化が図れる方策というのを今後研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

わかりました。できるだけというか、96.7%の整備率ですから、水洗化率は96.7%にしていけないと。100にはなりませんものね、これは。だからやっぱり96.7%までは引き上げていくということで、ぜひお願いしたいというふうに思いますのと。

あと忠岡町のし尿の、廃棄物処理計画では、平成34年度で水洗化率100%という数字が、生活環境課のほうでは出ておりますので、それを無理ということではなく、それに近づけていく努力も双方で、両方でやっていただきたいと。ですから、ここでちょっと関連して、まとめて時間短縮でちょっと申し上げますが。

町長（和田吉衛君）

大体もうできているんです。あとはもめるところだけです。数字はもう完璧にできているんです。

委員長（河野隆子君）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子君）

これ、先ほどの水洗化率のところと関連してですけれども、267ページの工事請負費のところ、雨水管の布設工事のところ、多分これは雨水じゃなく污水管のほうで、この出ている箇所ということの1,600万ということでありますね。この1件の工事ですか。まあいいですけども、污水ですね。

下水道課長（米井克彦君）

その図面にお示しの部分で、污水の工事でございます。

委員（是枝綾子君）

あと。

委員長（河野隆子君）

はい。

委員（是枝綾子君）

今まで私たちも、工事については水洗化、接続をしてもらうことのほうが先だということで、そちらのほうで、できたら工事はちょっとストップしてでも水洗化に力を入れようということで要望もしてきましたけれども、今回もちょっと出ていらっしゃるということでもありますので、これ、やっぱりストップしてでも水洗化率を高めていくというふうに要望いたします。上げるということで。金額についてはわずかに、少しずつということで、かなり少ない金額にはなってきていますけれども、そういったこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと。

委員長（河野隆子君）

ちょっと待ってください。前もって質問の整理、是枝委員、していただいていますので、先に優先。

委員（是枝綾子君）

あと、もう1点だけちょっと残っていますけれども。

委員長（河野隆子君）

優先させていただきます。

委員（是枝綾子君）

あともう1点ね。

委員長（河野隆子君）

どうぞ。

委員（是枝綾子君）

これで最後ですけれども、267ページの雨水ポンプ場機械設備等長寿命化工事委託料の5,000万円ということで、かなりこちらのほうが大変大きな事業費になっております。長寿命化工事、これ何年目かちょっとわかりませんが、まだまだこれ続くわけですね。この年度だけで5,000万ということで、この今後の予定というのはどうなっているのでしょうか。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

長寿命化につきましては、現計画では国の許可がおりていますのが、28年度までの長寿命化の計画がございます。もちろん引き続き第2期長寿命化計画を、また途切れなく出す予定でございます。と申しますのも、長寿命化計画で認められた分につきましては国庫補助の対象になりますので、2分の1ですけれど、その分で賄えると。今までの維持管理、単費の分がその分全部減っていきますので、いつまでと言われたら、できる限りあの施設を長持ちさせられるように、2期、3期と計画を立てていく予定でございます。

委員（是枝綾子君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

今期のこの5,000万円は主のところ、こういった工事をされるのかというのはどこか書いていますかね。書いていたらそれを見ますけれども。

下水道課長（米井克彦君）

すみません。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

ちょっとどの部分という資料がつけておりませんので、今この場で説明させていただきます。5, 000万、今回の計上分は主力のポンプ1台、これを引き揚げまして長寿命化、オーバーホールします。

委員（是枝綾子君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

ポンプ、たくさん、何か6台ぐらいあった。何台ぐらい全部でありますか。そのうちのまず1台目ということでしょうか。

下水道課長（米井克彦君）

はい。

委員長（河野隆子君）

米井課長。

下水道課長（米井克彦君）

平成25年に主力ポンプ1台、もう終えております。ポンプ自体は5台ございます、主力のポンプが。来年度が2台目ということで、一番当初に設置した、昭和57年から稼働しておりますポンプが3台ございますので、まずこれを何とか長寿命化を図っていききたいという計画でございます。

委員（是枝綾子君）

大変ですね。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

1台のポンプを修理、長寿命化させるというのに5, 000万もかかるって、大変大きな、大変なものだと。そのかわり住民の、水害からやはり命と財産を守るという点では大変大事な部分であるとともに、大水が出るとか、そういったところでもそうですし、あと津波の被害とかそういったものがあつたときに、これは雨水のほうに流して行ってというふうなことで、その辺の働きかけがちょっとよくわかりませんが、でも海面が上がっていたらポンプで出してもやっぱり流れないということですよ。これはそういう津波には余り役に立たない部分であるかというふうに思いますが、そうですね。これまだま

だ、そしたらあと3台あるわけですね。わかりました。大変だというのはわかりました。

雨水ポンプ場で今運転管理を委託しているところ、2年目ですか3年目ですかね。どこの企業でしたか。すみません。

下水道課長（米井克彦君）

平成26年度から有限会社の松和メンテナンスさんに委託しております。

委員（是枝綾子君）

契約は3年間で、もう1年、28年までということですね。

下水道課長（米井克彦君）

そうですね。26年、27年、28年の3カ年という契約でございます。

委員（是枝綾子君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか、是枝委員。

松井委員。

委員（松井秀次君）

たまたま町長、監査委員をさせていただいて、監査委員、代表監査委員からの質問をちょっとさせていただきます。公室長ね。長期債の金利にばらつきがある。これはどういうふうな。今は金利が安い。その借りがえがうまくできないのかということをおっしゃるので、このあたりは安いほうの金利に借りがえはどうですか。

下水道課長（米井克彦君）

以前、借換債の発行という形でありましたけれど、26年度につきましても国のほうに借換債の復活ということで要望はしておりますけれど、どうも今のところその制度が復活するという情報は聞いておりません。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

今、4.95、4.何ぼが、一番高い年度のときの借りたお金やと思います。そしたら今借りがえをやりますと一番安い金利で1.何ぼ。これが借換債がほんまに効かないのかなと。努力していただいていますかという監査委員の質問でございました。努力していただいていますか。

町長公室長（原田 毅君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

原田公室長。

町長公室長（原田 毅君）

おっしゃっておられるのはよくわかるんですけども、補償金免除の繰上償還、これの利率の制限がございまして、下水の場合も今のところこれには該当している部分が恐らくないものと思います。補償金免除になりますと、当然高いものを返して安いものを借りたらいいわけなんですけど、なかなかそうはできなくて、繰上償還しますとその分の補償金を合わせて払わなあかんということになりますので、今のところできる範囲では償還させていただいているというところがございます。

委員（松井秀次君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子君）

以上で、議案第16号から議案第19号までの各特別会計の予算の審査を終結いたします。

委員長（河野隆子君）

次に、議案第20号「平成27年度忠岡町水道事業会計予算について」の審査に移ります。「水道会計予算資料」について、担当課の説明を求めます。

（四柳水道課長：説明）

委員長（河野隆子君）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（前田 弘君）

はい。

委員長（河野隆子君）

前田弘委員。

委員（前田 弘君）

これ、大阪府からみんな水は買うてるんですね。ほとんどね。それ、買うた分と実際その水量を計算した、各軒に渡ったその水量ね。これはぴったりいかないと思うんですけど

も、かなりの漏水があると思うんですけども、どのぐらいの割合でやっぱり漏水してるんですか、買った分に対しての。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

最近の有収率につきましては約93%、7%程度漏水となっております。

委員（前田 弘君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

前田委員。

委員（前田 弘君）

3%はもう、ちびちびにほかしてるということやね。

水道課長（四柳 博君）

7%です。

委員（前田 弘君）

7%ほかしてるの。ああそう。7%、そしたら地球に水やってるということやな。要するに、そうやね。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

水道管の漏水ですよ。それが水道の、地面に噴き出すまでにかかなりの水量が出ますので、そういうところで。

委員（前田 弘君）

それ、漏水してる分ね、これはもう地球にやってる分やからね。収益が上がらないということになるんでね。この漏水の検査とかして、老朽管を新しいのにかえるということはやってるんですか。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

夜間におきまして水量が極端にふえると。その場合には漏水調査が入りまして漏水箇所を探しております。

委員（前田 弘君）

夜間にやっぱりやっているわけ、漏水箇所を。

委員長（河野隆子君）

四柳水道課長。

水道課長（四柳 博君）

極端に夜間に水量が出た場合には、漏水調査を行っております。

委員（前田 弘君）

そうですか。やっぱりやっているんやね。わかりました。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

他に。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

これも例月出納監査でいつも代表監査委員さんから言われております。町長も聞いていただきたいと思えます。もう水道の料金の未収入が、10年ぐらい前からずうっとたまっております。集金してない分ですね、町長。それを代表監査委員が、この部分についてはどない考えてるんやと。絶えず監査のときに水道課のほうに質問されております。それについてちょっと課長のほうから。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳水道課長。

水道課長（四柳 博君）

現在の滞納に対する対応につきまして、ご説明申し上げます。26年度におきまして再任用職員2名が水道課に配属となりました。その2名が未収金対応の専任という形でやっただいておきまして、ここ26年度中で滞納者延べ126名、滞納金額約1,620万円に対し、督促状の発送、停水予告、停水執行等手順を踏んで、結果としましては約480万円の収納済みとなっております。

また、今後、分納誓約書を取り交わしまして約1,100万円、これからの収入を見込んでおります。また、残りの40万近くにつきましては、停水の手続もなしに引っ越しを

しまして、現在の住所が不明であると。このように停水の手続もなしに転居済みというケースが過去においてもかなり見受けられ、未収金の回収ができないということも起こっております。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

今、未収金の回収はできない。そしたらどないするんですか。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

現在、平成10年度からの未収金がありまして、今後そういう未収金につきまして精査いたしまして、そういう住所不明であるとか、そういう件につきまして精査いたしまして不納欠損処分を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

不納欠損処分も検討する、まあ、それは1つのやり方やと思います。その中で2名の職員が対応に当たっております。この2名の職員が当たらなければそれだけ回収できなかった、そういうことでよろしいですか。

水道課長（四柳 博君）

そういうことです。

委員（松井秀次君）

そしたら。はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

そしたら、現在の水道課は何人おられますか。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳水道課長。

水道課長（四柳 博君）

正職員3名と臨時職員4名でございます。

委員（松井秀次君）

正職員3名。それで。

水道課長（四柳 博君）

女子職員が2名と再任用が2名の7名でございます。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

7名のうち2名がこれに当たっていると、こういうことですか。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

そういうことです。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

そしたら、この不明の未収金については、不納欠損の処分を検討していきたいと、これはどれぐらいあるんですか。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

その件についてはこれから精査いたしまして、今のところ金額につきましてはまだ把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

委員（松井秀次君）

いやいや。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

不納欠損を考えていきたい。そしたらどれぐらいあるんですか。「いや、まだ検討しておりません」、そんなおかしい話、ないです。もういてないようになって、次の人が住んでいる。次の人にはもらえないという理由で未収になっているとか、いろんな未収の理由があると思いますよ。そしたらあと残りが、未収は何件、それでももらえないのはどれぐらい、これがわからんと「不納欠損を考えております」、そんな横着な答弁はないです。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

申しわけございません。これから滞納を精査いたしまして、その上で不納欠損をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（松井秀次君）

はい。

委員長（河野隆子君）

松井委員。

委員（松井秀次君）

町長ね、今私がきつい言葉で、一番きつい言葉で言うたと思います。それでも不納欠損せざるを得ないものは、まあ不納欠損してあげていただきたいと思います。水は使い放題使って、お金も払わんと出ていく状態が、これもう10年来の未収金としてたまっております。これ、代表監査委員はいつもやかましい言います。その辺の精査していただいて、今の職員で未収金を回収するという思いで仕事をしていただきたいと思います。私はまた代表監査委員に報告せなあかんと思っています。町長も、その辺。

町長（和田吉衛君）

もう行儀の悪い人はみな止めています。今言うように使うだけ使って、もうけるだけもうけて、使ってもうけて逃げていくわけやから。徹底的に、たまってきたら交渉しています。しかし、よそさんのやつはちょっと追いかけていくね。

委員長（河野隆子君）

よろしいですか。

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

水道料金の収入のところでありますが、24ページで言うたら給水収益のところ当たるかと思いますが、忠岡町は3カ月水道料金を滞納すると止めるということの条例も制定されたということがあって、この間、滞納の方のところには3カ月たったら「止めますよ」ということで通知が行かれると思うんですが、実際に訪問されて、事情も聞くと、も

うけるとか、もうけてというふうな状態でない方も中にはいらっしゃるかと思うんですが、そういう経済的に困難な方に支払っていただくという、そういったときにどういう手立てを取って支払っていただくかと。生活保護の適用とか、あと水道料金の減免制度であるとか、いろいろそういった水道料金の滞納を通じてその方に社会的資源というんですか、いろいろな、そういった諸制度の、そういった点というのが必要な方が、中にはそういう徴収の中でなかったかなと、そういうケースはありませんでしたか。

ということが1つと、まさか、新聞記事には多分なっていないと思いますので、止めたがためにそこで本当に大変なことになったという、命やら断たれてしまうようなケースになったということはないと思いますけど、新聞の報道でもないの。そういうのはないですよねということで、その点をちょっとお聞きしたいんですけども。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

水道料金の減免につきましては、母子家庭、独居老人の方については、基本料金の減免は実施いたしております。また、生活保護世帯ですよ。この方については減免の対象外となっておりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子君）

すみません

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そういった制度が受けられてなくて、それで収入がない、それで払えないとなっている方に対して、しかるべきところにつないでいくというふうなね。別に水道管で全部いろんな福祉の手続をするということとはできないと思いますので、そういったところの連携ですよ。福祉的なところとかいうふうな方も中にはいらっしゃるのではないかなというふうに、今の時代ですから、仕事がない、収入がないとかいうこととかで。で、減免の対象になるような方であれば水道課のほうでできるでしょうけれども、そうでない方で、そういう福祉の連携でつなげていただくといった、そういう観点も持っていたら、きちんとそういうふうな制度が受けられれば水道料金として回収していくことが可能であるかと思えますし、その方の生活もちゃんと保障されていくということで、そういう観点で当たっていただきたいなというふうに思いますので、その点ではどうでしょうか。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

今のところそういうケースはちょっと伺っておりませんので、もしそういうケースがあればそういう対応もしていきたいと考えております。

委員（是枝綾子君）

そうですね。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

温かい町政ということで、水道も温かいということで対応していただきたいと思いたが。

あと、すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

時間がないので、よろしいですか。水道料金を26年度、基本料金80円引き下げていただいたということで、もう少し引き下げることが可能ではないかなというふうに思うんですが、毎年、受水というんですかね。買う分が当初予定した、広域になる以前と比べて下がった部分については住民に還元してほしいということでありましたので、この年度については受水の費用についての料金というのは、そのまま変わりはありませんか。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

はい。

水道課長（四柳 博君）

料金改定の予定はないです。

委員長（河野隆子君）

ないですか。そしたら。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

下がる以前、府営水のとときと比べて、今の分の受水の費用との差額というのは、この予算上はどのぐらいありますか。1立米当たりで換算したほうがわかりよいですね。1立米当たりで。それで、80円基本料金を下げていただいた分でとんとんという、それでもう

使いましたという状態か、もう少し下げられる余力があるのかというのをちょっと見たいからお聞きしたんですけど。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

81円10銭から比べますと、かなりの料金が下がっております。しかし、その分ですっぱり浄水場の修繕費ですよね。そういう面もありまして、値下げのほうは難しいんですけども。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

数字的にはどの程度下がっている、差があるかというのを数字だけちょっと教えていただいて、そこでどれだけ下げるか、どれに何を使うというのはまた別の議論でありますので。去年と同じ数字であれば、去年も同じことを多分聞かれているかと思うんですけども、その80円下げるときの議論として。

そしたら、それはそれで調べていただいて、ちょっと次の部分でお聞きしておきますけれど、よろしいですか。

委員長（河野隆子君）

はい、どうぞ。四柳課長、それはまたわかった時点で。

委員（是枝綾子君）

24ページの新設分担金50件と新設手数料60件ということで、この10件の差はどういったことでしょうかという点が。簡単なことですが。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

この10件の差につきましては、臨時用の水道栓ですね。その分を10件見込んでおります。

委員（是枝綾子君）

わかりました。あと。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

あと、忠岡町は今順次、古いメーターを取りかえてきていらっしやると思いますけれども、これは修繕費に入っているこれですかね。2,000万円の中のメーター修理というのがそれに当たるんでしょうか。メーターの交換ですね。計画的に何かされていていっているとお聞きしたことがあるんですが、この年度もそうやって計画的に交換する予定はあるんでしょうか。するんですしたら何件予定されているのかと。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

水道メーターにつきましては8年で検定満期になりますので、交換していくわけですが、ちょっと今、件数につきましては資料の持ち合わせがありませんので、申しわけございません。

それと、先ほどの府営水につきましては、当初88円10銭でした。それが今75円となっておりますので、13円10銭の引き下げとなっております。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

13円10銭の引き下げがあったというところで、基本料金を80円引き下げられたという部分は、このうちのどの部分を幾らぐらい使っているということでしょうか。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

この80円の値下げにつきましては、78円から75円の引き下げがありました。この3円の部分を基本料金を引き下げさせてもらうということでやらせていただいております。

委員（是枝綾子君）

そうですか。はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

そしたら10円10銭分は忠岡町のほうで持っているということで、3円については80円の基本料金の引き下げに使ったと、割合ですね、下がった部分の割合はそういうふうだということによろしいですかね。

水道課長（四柳 博君）

そういうことになります。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

いろいろと老朽管のかけかえとか、いろいろな工事についても必要な経費があるかと思うんですが、もう少し還元してほしいなということで、80円の基本料金が下がったとはいえ、消費税が上がっていますので、外税になっていますので、余り下がったという意識がちょっとないのでね。10%になったらまた上がったと。いや、水道料金が上がってないのに消費税が上がったら、やっぱり水道料金が上がったというふうに皆さん思うのが普通ですので、やはりそういった消費税増税分もありますので、忠岡町も支払う消費税がふえるかと思いますが、それは後でまたちょっとお聞きするんですが、もう少し住民に、3円だけでなくもう少しね。半分ぐらいまでね。半々取るというぐらいまでは引き下げに努力いただきたいというふうに思いますので、ぜひ検討ください。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

藤田部長。

産業まちづくり部長（藤田 裕君）

今、委員仰せのことなんですけども、先ほども申し上げましたように老朽管の更新、また北出浄水場の施設の修繕費などかなりの費用を要している今現在の状態でございますので、水道課としましては水の安定供給という基本的な考え方からも、今すぐの引き下げについてはちょっと難しいかなと考えております。

今後につきましては、これらの状況の推移等を勘案する中で、また検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

今、部長さんね、安定の前にもう一言がつくのが水道のいつもの説明だったので、「低廉で」ということで。「低廉」という言葉がついて安定給水ということだと思いますので、その「低廉」という部分がどの程度言えるのかというので、忠岡町の水道料金が今のぐらいの、大阪府下で高いかなというところは数字的には出ますでしょうか。その使用水量の20立米とか30立米とかいろいろ取り方もありますが、10立米のところとか2

0立米、30立米ですか、比較できるのは。いつも聞いているんですけども、この年度は、今現在の水道料金でしたらどのぐらいに。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

10立米では府下で7位、20立米では府下で12位でございます。

委員（是枝綾子君）

30はないですね。10と20だけですね。

水道課長（四柳 博君）

そうです。

委員（是枝綾子君）

なるほど。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

10立米というたら、お1人暮らしの方か少人数の方で、20立米が平均的なところの使用水量かと思いますが、やはりまだちょっと高いほうに位置していらっしゃるということと、先ほどの下水道料金も12位でしたか、12位と、それで一緒に払いますので、高いものと高いものが合わさって余計高く感じるというね。大阪府下でもそういうふうになってますので、引き下げる財源については、府営水であったときの分から比べると13円10銭、ちょっと下がっていると。その前に府営水の段階でも若干下がった分もありますけれども、それをのけてでも13円10銭下がっている分の、せめて半分の6円ぐらい、だから3円引き下げた部分にプラスしてあと3円のね。だから合計で6円、半分ぐらい引き下げにぜひ使っていただきたいということで要望いたします。

委員（是枝綾子君）

あと、すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

26年度から会計が、企業会計が若干変わったので、ちょっと見にくい、わかりにくいところがあるんですけども、引当金ということやら借り入れ資本金とかキャッシュフローの計算書とかが加わったりとかして、いろいろ今までとちょっと違う感じなんですけれども、引当金の影響というのが忠岡町は大きく出ているんでしょうか、この損益計算書と

かほかの。ちょっとそのあたりが前との比較がしにくいところなんです。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

はい。

水道課長（四柳 博君）

引当金としましては、賞与引当金、退職給付費、これが毎年これから引き当てていくようになります。

委員（是枝綾子君）

そうですね。すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

20分の1とかいう数字を何か聞いたような気がしたので、あれはそのことと関係はありましたか。それは違いますか。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

はい。

水道課長（四柳 博君）

賞与引当金につきましては、支給月の6分の4を引き当てよと。退職給付費につきましては、在職年数のうちの水道課の在職月数で引き当てていくということになります。

委員（是枝綾子君）

そうですね。はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

引当金のこの部分がやっぱり見ますと800万ちょっとあるという分が、今までとちょっと違うところということと、また利益の剰余金の、それが20分の1でしたか、以上を積んでいくというんですか、そういったことがありましたかね。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

今言われているのは未処分利益剰余金の分ですよね。それは利益が出ましたら減債積立金という形で積み立てをいたしております。

委員（是枝綾子君）

これは決算を打たないとどうかというのがわからないのですけれども、この予定どおりこれでいけば、20分の1は積まれるということになりますね。違いますかね。

委員長（河野隆子君）

はい。

水道課長（四柳 博君）

黒字決算であれば、その分の20分の1は積み立てていくという計画でございます。

委員（是枝綾子君）

わかりました。その積み立て、すみません。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

積み立てていった部分については決算書の中ではどのように、数字的にはわかるように表示がされるんでしょうかね。これは予算書ですので、決算書を次から、26年度の分から決算書を見ていく際は、表示としては出るんですね。数字として。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

減債積立金につきましては、この予算書でも利益剰余金の中で減債積立金ということで、数字は上げております。

委員（是枝綾子君）

はい。では数字的にはわかるということで。

水道課長（四柳 博君）

そうでございます。

委員（是枝綾子君）

わかりました。もう1点、大事な。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

今年度の工事の予定のことについてなんですけれども、この3カ所についての工事をこととする理由ですね。それぞれ教えていただきたいんですが。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

はい。

水道課長（四柳 博君）

工事箇所につきましては、送水管の更新工事ということで、第2ポンプ場の企業団のメーターから北出浄水場のPCタンクまでの間の更新をいたします。それともう1個が、旧の福祉センターの前面道路、ここの水道管の更新をいたします。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

更新されるということで更新工事ということですが、老朽の度合いが激しいとか、あとそのところの理由を聞いたかったんで、更新されるというのはここに更新工事と書いていますので、ここはちょっと傷みが激しいと、漏水があるとかそういった工事の。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

四柳課長。

水道課長（四柳 博君）

この北出の送水管につきましては昭和39年に布設した管ですので、もう老朽管であると。もう1個の浜道線、旧福祉センターの前も、これについては昭和34年の布設でございますので、もう老朽管であるということで、今回、更新工事をさせていただきます。

委員（是枝綾子君）

はい。

委員長（河野隆子君）

是枝委員。

委員（是枝綾子君）

忠岡町の中でもかなり古いほうの管ということで、そこがやっぱり漏水とかいろいろ、ふぐあいがちょっと見つかったということで、ここが対象になったということですかね。

水道課長（四柳 博君）

委員長。

委員長（河野隆子君）

課長。

水道課長（四柳 博君）

老朽管ですので、漏水する前に更新するものという考えでございます。

委員（是枝綾子君）

わかりました。

委員長（河野隆子君）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子君）

ないようですので、議案第20号「平成27年度忠岡町水道事業会計予算について」の質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子君）

以上で、各会計予算の審査が終了いたしました。

委員長（河野隆子君）

お諮りいたします。議事の都合により、本日の委員会はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野隆子君）

異議なしと認め、延会することに決定いたしました。

16日は午前10時より再開いたします。当日は総括質疑から始めますので、よろしくをお願いします。

委員それから理事者の皆さん、大変お疲れさまでございました。本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

（「午後7時10分」延会）